

## 令和5年第6回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和5年12月8日(金曜日) 午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員 (10名)

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	坂本克幸君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

---

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 主査 遠藤史貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で24項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については、一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

別紙の一般質問の同趣旨扱いをご覧ください。

質問順2、9番、会田哲男議員の（1）3才未満児の保育料無料化の実施をと、質問順8、8番、上野信直議員の（3）0～2歳児の保育料の無料化を新年度から実施すべきではの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順3、4番、兼子長一議員の（2）「ゼロカーボンシティ宣言」に伴う取り組みについてと、質問順4、6番、岡部宗寿議員の（1）ゼロカーボンシティの実現について、質問順5、5番、木田治喜議員の（2）ゼロカーボンシティ宣言についての3項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、2番、富永勉君、(1)まちづくりへの重点課題についての質問を許します。

2番、富永勉君。

[2番 富永 勉君起立]

○2番(富永 勉君) 改選後、初めての一般質問であります。気持ちも新たに、精いっぱい質問させていただきたいと思います。

初めに、町は第5次振興計画の実施計画に基づき、「笑顔あふれる住みよいまち 浅川」という将来像の実現に向けた様々な施策を推進してきたところでございます。しかし、近年の少子高齢化、人口減少は一層進行し、度重なる自然災害、そしてコロナ禍により社会環境は大きく変化し、様々な分野において新たな対応が求められると考えます。そこで、魅力と活力あふれる町づくりを実現するための見解を伺います。

1つ目は、町づくりの重点課題と重視すべき施策について。

2つ目は、人口減少の課題と、移住・定住促進の対策。

3つ目は、活力ある町、働く場の確保のための企業誘致の考え。

4つ目は、町中心街のにぎわい創出の取組について。

4つ質問させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) これ答弁が長いですから、よく聞いていてくださいね。じゃ、お答えいたします。

1点目につきましては、浅川町第5次振興計画後期基本計画に、本町の重点課題としまして3つのキーワードを位置づけております。1つ目が「暮らしやすさ」、2つ目が「新たな活力」、3つ目が「人と人とのつながり」となっております。

重視すべき施策につきましても、第5次振興計画後期基本計画に10の重点プロジェクトを掲げて推進しておりますが、本町の最重要課題といたしましては、人口減少及び少子高齢化の急速な進行であると考えており、これらの対策が急務であると考えております。

2点目につきましては、人口減少の原因としまして、出生数と死亡数による自然減と、転入と転出による社会減がございますが、自然減につきましては、近年の結婚や出産に対する意識の変化や、子育てを取り巻く生活環境の不安、経済的負担などが考えられます。社会減につきましては、進学や就職等による転出の増が考えられます。

これらの対策としまして、子育て関連や移住関連の各種補助金の交付、首都圏での物販や移住・定住イベントでのPR等に取り組んできたところではありますが、今後、地域おこし協力隊等によるPR活動により本町の知名度の向上を図るとともに、空き家バンクの登録数を増加させ、移住・定住事業を強化していきたいと考えております。

3点目につきましては、以前より福島県東京事務所やふるさと回帰支援センターへ訪問して、直接、企業誘致に関してお願いをしております。今年も東京へ赴き、県東京事務所、回帰支援センターへ改めて企業誘致のお願いをしましりました。また、在京浅川会や町経営者協会の懇談会の席でも、関連する業界団体等の集まりなどで本町をPRしていただき、興味を持っていただいた企業などをご紹介していただけるよう、改めてお

願いをしたところでございます。今後も、企業誘致に関しては、情報収集と各関係機関とのさらなる連携を図り取り組んでまいりたいと考えております。

4点目につきましては、令和6年1月から、本町で初めて地域おこし協力隊が採用となります。また、本年10月1日から水郡線サイクルトレインの運行が開始され、さらに県道磐城浅川停車場線が国道118号まで延伸される計画となっており、この機会を捉え、町の中心であります駅前のにぎわいを取り戻すため、商工会や関係団体と連携するとともに、地域おこし協力隊の力も生かしながら、駅前に人が集まるような事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） いろいろありがとうございます。思いは十分感じられました。まさに、全ては町民のためというところの町長の思いが伝わってきたところでございます。

しかしながら、第5次振興計画も残り2年ということでございます。まさに総仕上げに向けて今までの取組を十分検証し、精査し、そして取り組んでいくということで推測するところでございますけれども、まさにスピード感ある取組が求められていると、私はこのように思っております。

そこで、まさしく人口減少、少子高齢化ということがありましたけれども、そのほかにもやはり重点課題ということになりますと防災・減災の対策、さらには今日、私もこの後、デジタル社会というところで質問予定してございますけれども、それと。それから、脱炭素社会の構築、こういったものも当然ながら重点課題になってくるのだろうと私は思っています。

それで、第5次振興計画の中にもあります、やはり町民の参画、協働の町づくりというところのテーマもあることから、やはり町民や関係者の意見や協力を得ながら、包括的なこの町づくりの計画を策定し、実行していくことが重要であると私は考えます。特に、若者や女性のアイデア、こういったものを生かしながら町づくり、ワークショップなど、こういった体制の構築などして取り組む考えというところはどうかかというところで、再質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民の参画、これは当然であります。と同時に、若者あるいは女性のアイデアが物すごく必要だと思っております。今、商工会の青年部門、一昨年から桜の時期に、今、八紘園ですね、八紘園で照明を照らして、自主的にやってもらっております。本当にこれはすばらしいアイデアであり行動力だと思って、今、感心しております。そういう若者、女性が増えておりますので、今後も私も努力しながら協力していきたいと思っております。

そしてまた、第5次計画、残り2年、これは当然でございます。当然、その中で、残り2年の中でも防災・減災、あるいは先ほど言った脱炭素化、これも実現していかなければならないと思っております。今、職員と共々、今いろんなアイデアを出して、今やっているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

もう一つ、人口減少の課題、移住・定住というところでも5次町づくりの取組が非常に大事でありまして、人口減少の課題というところでは答弁いただきました。そこで、やっぱり人口減少対策としまして1つ大事なのは、若者向け住宅政策、これも大事かと思えます。こういった定住促進の対策というところでは、ひとつ聞かせていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、地域おこし協力隊がいよいよ年明けから、浅川町にとっては初めてかと思えますけれども、いよいよ就任いただけるというところでは、非常に移住・定住促進の一環としても期待するところございまして、そういった地域おこし協力隊、これどういったミッションで、浅川町のPRということ伺っていますけれども、決してやっぱり便利屋的なところになっては、やはりなかなかミッションは果たせないのかなというところでありまして、どういった部署に配置になって、どういった具体的な取組で活躍いただくのかというところも、期待を込めてちょっとお伺いしたいと思えます。

その2点、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 人口減少は、これは日本全国そうでございます。この管内でも、我が浅川町は玉川さんと一緒に、今、減少は間違いなく少なく、ほかの町村より少なくなっております。そういう点で、今、玉川とか今、浅川町も当然それなりの職員同士で話し合ったり、あるいは首長同士で話をして、いろんな対策をしております。

その中の一つとして、地域おこし協力隊、これが来年の1月から来る予定でございます。これは企画商工課のほうに配属していただいて、商工会とか連携をして、民泊、あるいは花火とか、様々なことをやっていただけるよう、今、企画商工課と課長と今お話をしているところでございますので、とにかく前進前進していきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） もう一つ、移住・定住の質問にはどうしてもやっぱり欠かせない花火の里ニュータウンの販売促進の対策について、こちらもちょうと質問させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ移住・定住は、後ほど違う議員さんからも出ておりましたので、そのとき言おうかなと思ったんですけども、移住・定住、これ前回ニュータウンの方々と懇談会をさせていただきました。やはり、プロの鑑定士を入れて価格を下げる方針でいまして、少しでもニュータウンが1画でも売れるように、不動産鑑定士と相談しながらやっていきたいと思っております。その中でも、6番議員もニュータウンの懇談会にも参加いただきまして、いろんな意見をいただいておりますので、とにかく値下げをする方向で頑張っていきたいと思っております。移住・定住には、とにかく力を入れていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 次に、企業誘致についても答弁いただきました。非常に前向きに答弁いただきましてありがとうございます。

町の持続可能な発展には、私は不可欠であると思えます。また、町の活性化にも雇用の場の確保と雇用の増加を目指す必要があると思ひ、重要事項であると考えております。また、行政、地元企業、商工会などと連携、

協力し合って誘致活動を行うということは、まさに町長が先頭に立って対応いただく必要があるのかなというふうに思いますけれども、その辺の、再度、町長の強い思いというところで、ちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、3点目にお話をいたしました、とにかく今、東京方面に行って、いろんなPRをさせていただいております。特に、ふるさと回帰支援センター、これには去年は年に3回行きて、いろんな相談をしております。とにかく、すぐは結果が出ませんので、とにかく今いい方向いい方向で行っておりますので、ぜひこれは議員さんの力も必要でございますが、我々、私はじめ職員一丸となって、企業誘致あるいは町のPR、そしてまた在京浅川会のほうにも今お話をしているところでありますので、とにかくいい結果が出ることを、来年あるいは再来年、期待をしております。

○2番（富永 勉君） 議長。

○議長（水野秀一君） もう終わりです。5回やりました。

次に、（2）持続可能な農業振興についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） それでは質問させていただきます。

農業を取り巻く環境は、米価の下落、生産資材の価格高騰、自然災害等の影響により、深刻で困難な状況にあります。基幹産業である農業を活性化し、次世代への農業を守るため、環境を整え、持続的な地域づくりに取り組むべきと考え、見解を伺います。

1つ目は、有機農業や地域循環型耕畜連携農業の現状と今後の対策。

2つ目は、肥料、飼料、燃料等の価格高騰による農家支援策。

3つ目は、持続可能な農業を活性化する取組について。

以上、3点質問させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、石川管内全体での有機農業、耕畜連携の取組としてはWCSがございますが、町内においては取り組んでいる農家も少なく、今後も大きく増えることは考えづらい状況にあります。以前の議会でもお話した堆肥センターの設置や、有機性廃棄物を排出する方が分解処理する機械を導入してリサイクルする方法など、有機農業、耕畜連携への取組は様々な方法がありますので、今後さらに情報を収集し、浅川町に合った取組を関係各所と検討、協議していきたいと考えております。

2点目につきましては、令和4年度は、国・県の交付金を活用し、農家の方を対象に肥料、飼料、燃料高騰対策の支援金を交付いたしました。今年度は国の交付金の縮小により、農家の方も含め、広く町民全体に行き渡る支援を考えております。

3点目につきましては、地域の担い手の育成や新規就農者への支援、それらの方々への情報提供に取り組み、担い手等への集約、集積により、農業を持続していける体制を確立していきたいと考えております。また、ス

マート農業の導入による農作業の省力化やコスト削減、生産性の向上を目指し、導入への支援や情報提供にも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 私、この循環型農業については、3月定例会で質問させていただいております。その際の答弁については、やはり今を取り巻く農業情勢が非常に深刻だという状況に鑑みまして、「今やらなければならない」という答弁もいただいております。

そこで、現状というところでは、この有機農業、非常に、特に担い手、いわゆる大型農家からも要望のあるところがございます。現状は畜産農家が生産した堆肥を水田に還元する取組というところでは、現在はそういった石川地方堆肥マップ、こういったところを参考にしながら一部の農家が行っているというような現状でございます。

今後のやっぱり進め方としては、この輸入の粗飼料の依存度を下げ、化学肥料の使用量を削減できる、こういった有利なこの利点がある、こういった耕畜連携の取組が一層やっぱり求められているのは確かでございます。そういったところが、やはり地域循環型農業、これ持続可能な農業につながっていくというところでは、非常に大事な、やっぱり積極的に取り組むべきものと私は考えます。

しかしながら、一方では、やっぱり先ほどの答弁の中にもありましたけれども、非常に、プラント等を建設ということになれば、町単独ではなかなか難しい、問題はそういった事業性でございます。やっぱり循環型が認められ、それを付加価値としてくれるだけの市場も確保しなければなりません。そうでないと、やはり手間やコストというところでマイナスな面が出てしまうということでございます。

そこで、特に国・県の支援が不可欠というところでありまして、これ何か、プラントまではいきませんが、実現可能なそういった事業として町で何か情報がないのか。また、他自治体との広域連携した事業に持っていけないのかというところで、取り組む考えについてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、何事においても国・県の補助がなければ進むことができません。とにかく、これ農業の方々と相談しながら、今どういうふうなことが必要かお話をし、国・県に自分のほうから届けたいと思っております。

そのほかは、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

プラント、堆肥センターの件につきましては、経費もかかることですので、なかなかすぐというわけにはいかないかと思っております。堆肥センターの運営につきましては、どこも赤字経営のような形となっているようで、こちらも十分検討してからやらないと、ちょっと設置までは難しいのかなと考えています。

そのほかの方法としては、町長答弁の中にもありました有機性廃棄物を廃棄する業者さんのほうで処理するような機械を購入していただいて、処理していただいて、それを堆肥とか飼料を製造するメーカーのほう

に出荷していただくという形でリサイクルするような方法もあるということで、ちょっと情報のほう仕入れております。いろいろな方法がございますので、アンテナを高くして情報収集して、また各自治体の状況等をも収集しながら、浅川町に合った有効的な方法がないかどうかを考えていきたいと思っております。また、石川管内での連携ということで、石川地方農業推進協議会のほうもございますので、その中でも石川管内で協力、連携して何かできることはないかということは十分協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） もう一つ、農家支援策というところでも答弁いただきましたところでもありますけれども、当町はやはり米生産が中心であります。生産者がそこに高齢化になりまして、なかなか蔬菜等への取組というところでは、複合経営というところで、いわゆる所得の向上、いわゆるもうかる農業というところになかなか一歩踏み出せないというのがやはり現状でございます。長引くコロナ禍の影響によりまして、米価の下落も続いているという状況でございます。

しかしながら、このままやはりこの農家への支援策というところでも、国・県のいわゆる支援策というところでも、今まで続けていただいておりますけれども、今後やはりこの米価下落の影響を受けにくい強固な稲作経営体をつくっていくというところも一つ、一方では大事なというふうに私は思っています。支援は当然ながら必要でありますけれども、農家自身がやはりそういった米価下落に対応する稲作経営体の体制づくりというところが必要であります。これまでも県から稲作等経営体支援事業としまして、米の生産にかかる経費の支援として、主食用米から飼料用米への転換を図るという政策の下、助成いただいております。一反歩2,500円だったかと思っておりますけれども、さらにそこに町の独自の支援が加わっていただいて、生産意欲をなくさないというところでは、非常にありがたい支援をいただいているところでございます。

そこで、今後、こういった支援を今後もやはり継続していただきたいと強く思うわけでございまして、今後のこういった支援事業の見通し、さらには町としての農家への支援の考え方というところでは、こういったところで対策していくのかというところではお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本町での支援としては、支援はできることはできますが、昨日、JAの幹部の方々とお会いをさせていただきました。それで、町単独で支援するのは簡単でございますが、やはりJAさんも飼料、肥料、あるいは機械、それなりのやはり支援をしていただかなければ、何でも町、町では困るからという要請だけはさせていただきました。それで、本町は基幹産業は当然農業でございますから、農家が本当に廃れば本当に町も廃れますから、それなりの支援はさせていただきますが、JAさんと共にやっというふうに思っております。

そのほかは課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

飼料用米の支援につきましては、国・県のほうでも毎年これは金額が変わるものですので、幾ら来るとは、ちょっと来年度以降の話はできませんが、これはすぐになくなるものではないかと考えております。今後も継

続されるものだと考えております。また、町独自の支援につきましても、今年度ちょっと補助額のほうは下がりましたが、今後も金額は財政状況を見てということになります。今度もその支援のほうは続けていきたいと思っております。

また、町のできるだけ支援はしたいところではございますが、財政的な問題もございまして、できない部分は多々あるかと思っております。しかしながら、町でできない部分は、農家さんから相談いただければ、それに対する支援ができるものが国・県等でないかどうか探すなりして、情報収集して提供するなりして、できる限り農家の方に寄り添った支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 最後の質問でございます。

持続可能な農業というところでございます。

こちら、今後やっぱり特にスマート農業というところも普及しながら、そういった効率的な効果的な農業を推進していくと。さらには、先ほど申しましたコストの抑制をいかに図っていくかと。こういった、さらには農家への支援、こういった取組で総合的に推進することで持続的な農業の発展、そして農業生産の安定を図ることができるということであると私は考えています。まさに基幹産業である農業を衰退させない、衰退してしまうと町は一気に過疎化に向かってしまいます。そういったことを避けていくためにも、今後さらに大規模農家や担い手、若手就農者への積極的な推進を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お願ひ申し上げまして、最後は答弁は結構でございます。よろしくお願ひを申し上げまして、私の質問終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）浅川町のDXの取り組みについての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） 2021年にデジタル庁が国で発足しております。デジタル化によって、よりよい社会を目指しているというところではございまして、自治体DX、まさにデジタル化社会でございますけれども、変革、自治体がデジタル技術を活用し、住民の利便性の向上や行政サービスの質を高めることを目指しているというところではございます。そこで、デジタル社会の実現に向けた取組内容について伺いたいと思っております。

1つ目は、自治体DX推進の背景というところで、現状と課題等も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目は、浅川町が取り組むDXの進め方と対策について伺いたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、少子高齢化による人口減少に伴い、将来的な職員の確保が難しくなることが懸念されております。また、今後も職員の業務負担が増加するとの予測もあり、どのように少子高齢化に対応し、人手不足の問題を解決するかが各自治体の課題となっております。その解決策の一つとして、自治体DXが求められていると認識しております。

2点目につきましては、国から求められている情報システムの標準化や行政手続のオンライン化などを計画的に進めているところでございます。そのほか、町独自の取組としまして、8月に浅川町DX推進ワーキンググループを設置しております。ワーキンググループは、各課1名程度の合計12名で構成されています。今年度は、ふくしまICT利活用推進協議会のICTアドバイザー派遣支援事業により、ICTアドバイザーを派遣いただき、8月から11月の間に4回の定例会を開催しております。今後、DXについての理解をさらに深めるとともに、町DX推進計画策定のため、さらに4回の定例会を予定しております。今後のDXの進め方につきましては、年度内に策定予定の町DX推進計画により進めていくことを考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） このDX、デジタル変革社会への取組でありますけれども、こちらについては、まさに冒頭申し上げましたとおり、やっぱり町づくりの重点事項というところに位置づけ、今後はなっていくのかなというふうに思います。脱炭素社会と同じくですね。そういったところ、まさに国挙げての今後は取組になってきます。まさに、現状は自治体間で競争時代に突入していくというところでございます。デジタルの力で便利で快適に暮らせる社会を目指していくという目的でありますけれども、その背景についても先ほど答弁いただきました。まさに、世の中、人工知能AIまでが非常に普及してきているというところでは、目覚ましく進歩しているというところでございます。

そういったところで、先ほどもワーキンググループをしっかりとつくって取り組んでいくということでございますけれども、こういった国・県の方針を受け、町独自のDX推進基本方針並びに計画というところでは、どこまで進んでいて、今後どこまで計画をつくり上げて、今後それに基づいて取り組んでいくかというところで、まず一つお聞きしたいと思います。

○町長（江田文男君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

町のDXの進め方と対策につきましては、国で示しております自治体DX推進手順書を参考に進めております。手順書では、DXの推進に必要と想定される手順を、ステップゼロの「認識共有・機運醸成」、ステップ1の「全体方針の決定」、ステップ2の「推進体制の整備」、ステップ3の「DXの取組の実行」の4つのステップで整理しております。

今年度については、まずステップゼロの自治体DXの認識の共有、機運醸成のため、8月に町DX推進ワーキンググループを設置いたしました。これは、ふくしまICT利活用推進協議会のICTアドバイザー派遣支援事業によりましてICTアドバイザーを派遣いただきまして設置したものです。構成員は12名で構成されており、定例会は8月から11月に4回開催いたしました。1回目は、ワーキンググループメンバーのほか、各課等の長も対象にDXの研修を実施いたしました。2回目以降は、グループワークを行いました。内容としましては、2回目は現状や課題の把握、3回目は現状の課題の分析、4回目は具体的な対策の検討を行いました。

今後の予定としましては、今回の補正予算で計上させていただいておりますが、ステップ1の全体方針の決定のため、町DX推進ワーキンググループでの検討を年度末まで継続しまして、ICTアドバイザーにご支援

いただきながら、町DX推進計画を年度内に策定したいと考えております。計画の期間は、国のDX推進計画に合わせまして令和7年度までの計画を考えておりますが、内容につきましてはDX推進ワーキンググループ等で検討していくことになります。

ステップ2の推進体制の整備につきましては、DX担当課が企画商工課となっておりますので、ステップ1の計画が策定されましたら、ステップ3のDXの取組の実行に移行することになります。DXの取組の実施方法等につきましては、これから策定されます町DX推進計画により進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） デジタル化によるよりよい社会の実現に向け、やっぱり新たな事業として出遅れることのないよう取り組んでいただきたいというふうに期待するところでございます。近隣自治体の状況でございますけれども、デジタル課の設置というところでは、既に石川町、矢吹町が専門部署を設置しております。さらには、総務課に専任担当者を増員したというところでは、棚倉町でございます。先ほどワーキンググループということでございますけれども、やはり定着促進を今後図っていくということになれば、そういった体制の構築も私は必要ではないのかなと一つ思います。

それから、もう一つ大事なのは、取り組む職員の変革意識の共有、この辺もワーキンググループでやっているのかと思いますけれども、一番やはりもう一つ大事なのは、デジタル課の職員のスキルの向上なんですね。これICTのアドバイザーの力を借りてということでございますけれども、国が推奨しております地域活性化起業者制度というものがございます。これは、国の特別交付税の措置を受けて、地域おこし協力隊ならぬ地域おこし企業人でございます。首都圏、三大都市圏のそういったIT企業関係の職員を派遣いただいて、まさに地域活性化の取組を図っていただくというところでは、非常にこれ全国的にも、そういった全国では約700人を超えている人がそういった取組をしているということでございますので、まさに中長期的には、やっぱりしっかりとそういった活用をすることも、私は非常に大事なのかなというふうに思います。

それから、今後さらにこのデジタル化普及していくのには、庁内の行政システムのクラウド化、こういったところも一歩も二歩も進んでいかなければならないというふうに思っております。ですから、まさにしっかりと体制をつくって足元を固めて、そしてやはり決してCO<sub>2</sub>削減で他町村よりも優位に取り組むだけではなくて、もう一つこのデジタルもひとつしっかりと、他町村よりも出遅れることのないようしっかりと取り組むためにも、こういった体制の構築、そしてそういった起業者制度の活用、そして、一歩も二歩も進んでいくそういったシステムのクラウド化、こういった取組を今後どのように現在予定しているのかというところでは、最後の質問とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 副町長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） それでは、答弁させていただきます。

富永議員のご指摘、非常に重要なところであると思っております。また、すぐになかなかそこを全て整えていくというのは難しいのかなというのも、またこれ現状だというふうに思っております。今、担当課長のほう

から答弁ありましたとおり、まずは各職員議論をしながら、今後の方向づけとなる推進計画、こちらをしっかりとつくっていくというところが、まず当面の目標かなというふうに思っております。その先に、議員ご指摘のとおり、体制の構築であるとか職員のスキルアップ、意識変革、あとは様々、国の制度を活用したものというのは、その先になってくるかなというふうに思っております。

まず、一つでも二つでもデジタル化によってよりよくなった、便利になった、何かそういった成功事例をつくっていくということも大事なかなというふうに思っておりますので、一つ一つステップを踏みながら、浅川町に合った進め方というものを模索していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

答弁は以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、9番、会田哲男君、（1）3歳未満児の保育料無料化の実施をの質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 質問をさせていただきます。

人口減少は我が国全体の大きな問題であり、これへの対策は大きな課題でもあります。浅川町においても同様であり、当町は現在、住みよい町づくり、住んでよかった町づくりと町活性化を図るべく、子育て世帯への出生祝い金、小・中学校入学祝い金、小・中のスクールバス、高校生等への通学費助成、定住促進、定住・移住促進住宅事業、中学校新築事業等の各種事業に取り組んでいるところでございます。

また、高齢者タクシー料金助成、高齢者見守り支援事業、デイサービス利用者軽減事業、がん検診の無料化、保健センターでの筋力アップ等健康増進事業等、若い世代、高齢者世代への様々な施策を実施しているところでありますが、今後の町人口を維持し人口減少に歯止めをかけ、町活性化と福祉の向上による住んでよかった浅川町づくりのためには、さらなる施策の取組、充実が必要と考えます。

そういう面から、今回、私は主に子育て世帯へのさらなる支援の充実という観点から質問させていただきたいと思っております。

3歳未満児の保育料無料化の実施をについてお尋ねします。

浅川町の人口は、必然的要因、転出、転入等の社会的要因等により、毎年80人から90人が減少している状況であります。こうした中、少しでも町の人口減少、流出を抑え、住み続けてもらうためには、若者と子育て世代、また高齢者へのさらなる支援拡充が必要と考えております。物価上昇に賃金が追いつかない実質賃金低下、また派遣、契約社員が多くを占めるようになっている現状において、若い世代の子育て、育児への負担は大きいものと考えます。

こうした中、浅川町では、令和5年度から3歳未満児の保育料を2分の1からさらに3分の1と軽減したところでありますが、近隣町村の平田、古殿、中島では、子育て世帯への負担軽減のため既に無料化を実施しているところであり、国の子育て施策の動向を見ると、無料化する市町村はさらに増えるものと考えております。住みたい、住んでいたい町づくりにつながり、若い人の定住、人口減少対策にもつながる、ゼロから3歳未満児の、俗に言うゼロ歳児の保育料の無料化を、ぜひ令和6年度から実施していただきたいと。町のこれに対する取組をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、8番、上野信直君、（3）0～2歳児の保育料の無料化を新年度から実施すべきではの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 同趣旨の質問です。

子育て支援の強化の観点から、私どもが長年求め続けてきた保育料の無料化について、町長は3月議会の角田勝議員の質問に、「いずれ近い将来は無料になるように検討しなければならないと思っております」と答えられました。そして、続けて「住んでよかった浅川町、子育てするなら浅川町と言われるように、一步一步前進していきたいと思っております」とも述べられました。

そこで、2点伺います。

1点目ですが、子育て支援として、保育料は3分の1補助から今年度は3分の2補助に補助が拡大されてきています。さらに一步一步前進させるならば、新年度からは全額補助、つまり完全無償化に踏み切るべきではないでしょうか。決意を伺いたいと思います。

2点目ですが、完全無償化のために新たに必要とされる費用は、幾らと見込まれているのかも併せて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。初めに、9番、会田議員にお答えいたします。

本町の保育料につきましては、令和元年度から第1子からの保育料を2分の1としており、令和5年度からは、第1子からの保育料を2分の1からさらに3分の1へ負担を軽減しており、町としましても、現在まで保育料のみならず、給食費の無料化などを含め様々な子育て支援の充実を図ってきているところでありますが、町の厳しい財政状況を踏まえ、令和6年度からの無料化につきましては、さらに検討が必要と考えております。

次に、8番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、9番議員への答弁のとおりでございます。

2点目につきましては、令和5年度の場合ですと、保育料の負担金として予算計上しました533万8,000円が収入として納付されなくなりますので、その額相当分の財源確保が必要となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 先ほど申し上げたんですが、もう浅川町は人口が本当に10年間で1,000人くらい減っているんですね。毎年80人から90人、あるいは100人というような状況で減ってきている状況です。そうした中、先ほどから企業誘致とかの話は出ています。ただ、これはなかなか簡単にいく話でないと思っております。そうした中、ゼロ歳児、五十数名いると思うんですが、ゼロから3歳児未満、五十数名いると思います。今答弁ありましたように、五百三十何万、当初予算で歳入として負担金を見込んでいるのは五百三十何万でございます。

そうした中、町長、前は立候補したときに、「徹底した子育て支援と福祉を」というようなことを掲げてご

ざいます。この徹底した子育て支援の一つとして、ぜひこの3分の1まで軽減したわけですから、できれば来年度からぜひ検討いただいて、無料化、五十数名です、今納めている方。3歳児以上はもう幼稚園ですから無料でございます。ゼロ、2歳児、五十数名、この方について、中には均等割非課税世帯、あるいは生活保護受給世帯等で無料の方も五十数名の中にはいると思うんですが、残りの四十数名ですか、この方々を何とか、今3分の1をゼロにさせていただいて、若者の定住、外に流れるのを防ぐ、あるいは他町村からも入ってきてもらう呼び水になるかと思えます。

そのような点から、ぜひ徹底した子育て支援と福祉ということを、町長が考えているのであれば、来年から何とか予算を工面して、こういうこと言うとあれなんです、あまり言いたくないんですが、浅川町の議員も12名から10名と定員減になりました。2名減ったわけです。そうすると、年間予算でいきますと支出は700万ほどは減じられると思います。これを700万あるいは750万、その金を来年度予算編成に当たって、薄くどこに行ったか分かんないと、どこかに薄まるんでしょうけれども、そうじゃなくて、町長が言っているように徹底した子育てという面からすれば、この保育料、一番にゼロ歳児の保育料無料化のほうに、この議員定数削減になった分の予算を目に見える形で私はやっていただきたいなど。子育て支援のほうに向けていただきたいと思って、再度、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 子供に関しては、徹底して支援するのが私の目標であります。そしてまた、福祉と教育は衰退しないのが、これも私の目標でございます。そういう中で、次年度、いろいろ今検討しておりますが、大変厳しいと思います。というのは、ゼロ歳から2歳児までの保育料、これをするのは簡単でございますが、そのほかにもやはり様々な補助をしなければならないと思っております。令和6年度は、高齢者に対してもそれなりの補助をしなければなりません。生まれた赤ちゃんに対しても、令和6年度はそれなりの補助をしなければなりません。

昨年、給食費の完全無償化をやらせていただきました。やはり年間3,500万は町としては大きい補助でございます。この給食費無償化を国がやっただけならば今ならない問題だと思っております。これを私はもう数年前から国の先生方に完全無償化してくださいというのを、今どんどん意見を言っております。間もなく給食費が完全無償化になると思います。そのお金が浮けば、またさらに新たに町独自の補助ができると思っております。ですから、今、生まれた赤ちゃんから高齢者まで令和6年度、新たな支援をしていきたいと思っておりますので、今、無償化はちょっと難しいかなと思っております。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 財源、五百数十万入ってこなくなるというようなことでございますので、なかなかその財源、浅川町、何事もなければ総予算が三十五、六億の中ですから、なかなかその500万、工面は容易じゃないかと思うんですが、ぜひ町長さんには前向きのほうで考えて、来年度に向けて取り組んでいただきたい。その方向を検討をお願いしたいと思います。

また、今日の新聞、民報にも出ていましたけれども、子供の出生率1.7か8ですね。「実際は2.5人、あるいは3人欲しい」というような親、若者の考えのアンケート調査載っております。そうした中、なぜ子供をそういうふうにするか、1人でやめちゃう、2人つくられない、理由は何かと聞いてみると、やはり子育てにお金がかかる

というの大きい答えがあります。それと、先行きが不安だと。今、私が申し上げましたように、非正規社員が増えてございます。そうした中で、先行きの生活が不安で子供をつくられない、あるいは結婚できないというような調査結果が今日の民報新聞に載っていました。

他町村は別としましても、古殿、平田、鮫川、中島、前に私、質問したときには、県内で十数町村が既に無料化を実施しているというような状況でございました。石川郡内でも2つの町村は実施しているわけでございます。ぜひ、浅川町としても、最下等でやるような形じゃなくて、石川郡内で今、2町村ですから、3番目に無料化に取り組むというような形で、ぜひ来年度に向けて、あるいは再来年度に向けて早い時期に実施していただくように、ぜひ検討、予算の確保をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。お聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は保育料の無料化をしないわけではございません。必ず、近い将来やらさせていただきます。やはり来年度は、先ほどおっしゃったとおりに、生まれた赤ちゃんのため、あるいは高齢者のために令和6年度は少し様々な補助を考えておりますので、この保育料の無料化はもうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今の議論を聞いていて、なるほどな、そういうことだろうなというふうには思うんですけども、ちょっと確認したいんですけども、3月の議会の答弁で、保育料の収入はどのぐらいになるんですかという質問に対しての答弁だと思うんですけども、「ゼロ歳児、1歳児、2歳児合わせて809万円ぐらいになる」という答弁がありました。3月議会の答弁です。これは、保護者の負担のことを言っているのか、それとも保育料全体のことを言っているのか、ちょっと文脈からは分からないんですけども。

それと、その金額と先ほど答弁で出てきました五百何万円でしたっけか、その金額の違い、これどういうことなのか、ちょっとご説明をいただきたい。本当に新年度無料化すれば必要な金額というのは幾らになるのか、再度伺いたいと思っております。

それから、1点目なんですけれども、保育料の無料化がなぜ進まないのか、町にお金がないんです。国が学校給食費にお金を出してくれればその分浮くので、そうなったらできる可能性がありますと、こういう流れだったと思いますけれども、私はもっと浅川町自体で経費の節減できる部分はあると思うんですよ、いっぱい。それきちんとメスを入れていただきたい。そういうところに使っているある意味無駄なお金を、こういう高齢者なり子育て支援の若い世代なりにどんどん使ってもらいたいというふうには思うんですよ。

私、この後、質問通告出していますけれども、指名競争入札の最低制限価格の制度、こんなのはやめてほしいというものを通告していますけれども、これやめれば、公共事業が一番お金かかっているんですよ、町の予算書見ても桁違うんですよ、いろんな支出と比べてみても。ここにメスを入れれば、町民の暮らしに使えるお金ってどんどん出てくると私は思うんですよ。そういう取組をしないで、お金がないんですよと言ったって、これは駄目だと思うんですよ。そこに取組んでこそ、私は名町長だと言われるんじゃないかというふうには思うんですけども、その点について、そういう姿勢でぜひ来年度から、再来年かその次かなんて言わないで、来年度から、もう3分の2まで補助しているんですから、もう少しなんですから、もう一気にここでやってい

ただきたいというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に先ほど9番議員にお話ししたとおり、令和6年度は本当に、生まれた赤ちゃん、あるいは高齢者、そしてまた様々な補助を今考えておりますので、本当に後の残りの、今3分の1出してもらっているんですか、出してもらっているのは本当に大変ありがたいと思っております。本当に今、この無料化は大変、今厳しいんでありまして、私はやらないとは言いません、本当にもう少しお待ちいただきたいと思えます。そのほかに、いろんな本当にしつこいようではありますが、補助をしていきたいと思っております。

その後、そのほかは課長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、1点目につきましてお答えいたします。

まず、令和4年度の保育料につきましては800万円というお話をしておりますが、こちらのほうは保護者の負担金という形になっております。先ほど、町長の答弁でもありましたように、令和元年度から保育料2分の1という形の対応を取っておりますので、本来の保育料の2分の1ということで約800万円の保育料の負担額となっております。

それから、令和5年度に新たに2分の1から3分の2の軽減ということで、実質保育料の負担額が3分の1という形になりますので、令和5年度の予算といたしましては533万8,000円の予算ということで、令和4年度からそれだけ保護者の負担が減りますよという形の金額になるものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） もう9番議員との質問とのやり取りも含めて、話は十分煮詰まったと思うんですけれども、私が言いたいのは、まだまだ町民の暮らしのために回せるお金を生み出す方法はあるんじゃないですかということなんです。ぜひ、そこを真剣に考えて、もう新年度の予算編成にそろそろ着手しているのかなという時期ではありますけれども、ぜひ大事な問題ですので、そこに果敢に取り組んでいただいて、ぜひ新年度から無償化が実現できるようにやっていただきたいなというふうに思います。

それで、保育料の中には、通常の保育料のほかに延長保育の保育料というのも入っているようです。それで、仮に保育料の無償化を実施するという事になった場合は、延長保育の保育料についてもこれは無償化するかどうか、その点の認識も併せて伺いたいと思うんですけれども。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 決して町は、まずは無駄使いはしておりません。それで、やはり少しでも経費を削減して町民に還元するのが私の仕事だと思っております。それと、この延長保育料ですか、延長保育料はまだ担当課とお話はしておりませんので、今後もし無料化にするのであれば詰めたいと思っております。しつこいようではありますが、令和6年度はこのまま今の現状で行きたいと思っておりますが、なお新年度予算に関して、いろいろ担当課と相談していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）高等学校等通学助成金の拡充についての質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 高等学校等通学助成金の拡充についてご質問いたします。

令和3年度から、高等学校等通学助成金一律1万円の助成は大変有効であります。保護者負担の軽減による子育て支援につながっております。しかしながら、通学の形態は汽車通学のみの子供、汽車とバスの併用の子供など様々です。また、通学距離、通学の交通形態により通学の定期代にも大きな差があるのが現状です。この状況を鑑み、現在一律の1万円を見直し、上限下限、あるいは補助割合、パーセント等を定めて、定期代の何割の助成をすとか等により増額拡充してはどうかと考えるが、町の考えを伺いたいと思います。

1つ目として、令和3年度、4年度の当初予算の助成対象人数、予算額に対するそれぞれの助成の実績はいかがなものか。

2つ目として、令和5年度の当初予算に対する助成見込人数、予算額に対するそれぞれの助成実績の見込みはどのようなものか。今、多分、令和5年度の申込みを受け付けしていると思うんですが、この辺の状況をお聞きしたいと思います。

3点目として、通学費助成金の改善、拡充についての町の考えを伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和3年度が予算額195人の195万円、実績額は156人の156万円。令和4年度が予算額181人の181万円、実績額127人の127万円となっております。

2点目につきましては、当初予算の見込額が166人の166万円であり、実績としましては11月30日現在、100人で100万円となっております。最終的には130人程度になるのではないかと見込んでおります。

3点目につきましては、令和元年度から小学校入学祝い金として3万円の支給を開始し、令和2年度からは中学校入学祝い金として同様に3万円の支給、令和3年度からは高等学校等通学費助成金として年額1万円の支給を開始したものであり、高等学校等在学期間中である3年間の通学費の助成により、小学校、中学校の入学祝い金同様に総額3万円の支給となることもあり、多様な通学形態となっていることは承知しているところでありますが、一定程度の額ではあるものの、保護者の負担軽減を図ることを目的としておりますので、現在のところ拡充については考えておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 1点、2点目、当初予算に対して5年度が166万に対して今のところ100万、130万程度見込んでいると。3年度、4年度は195万の予算に対して156万、4年度が181万に対して127万ということですね。4年度は54万ほど、実績として54人減っていますね。3年度、これが195万に対して156万、39人ほど減っているというような状況で、実績として申込み、当初予算組むときに、私思うんですけども、大体のその人数は、当然高校生の人数はつかんで、あるいは専門学校もそうなんですけれども、つかんで計上していると思

うんですね。ただ実績として39人、あるいは40人の分が残るといような状況ですね。これ1万円というのは、これ広い目で見れば一律1万、平等性もある面ではあるかと思えます。

しかしながら、私も先ほど申し上げたんですが、その通学形態によっては様々金額違うんですね。例えば、白河までバスで行くとすれば、6か月定期約9万6,000円から10万3,000円、半年、6か月で。例えば、逆川から白河に行くとしたら、逆川からバス代だけで9万3,000円ですね。白河高校まで行くと10万1,000円というふうになります。また、浅川駅から棚倉、中豊、農商あたりですと、半年分2万から2万4,000円。1年だとこの倍です。こういうようなことで、私、息子なんかともちょっとしゃべったことあるんですが、十何万、20万かかる中で、学校に在学証明書をもらって、そしてそれをつけて1万円。これ助かりますよ、助かりますが、1万円の金額、近場の方はいいでしょう、棚倉、石川に通っている方まだいいんですが、郡山とか白河に行っている方、バス通の方等、年間20万以上かかるというような状況がございます。

こうした中、ある面では一律1万、平等でございますが、ある面では金額によって学校によって違うわけですから、捉え方によっては不平等と考える方も町民の中にはいるんじゃないかと思えます。実際、私もそういうような声聞いていますが、不平等とは言っていないんですが、通学形態によってもう少し額を増やしてもらえないかなというふうなご意見は、町民の方、高校生を持つ親御さんから私は意見として伺っております。

そういうような面から、今回、一般質問させていただいているんですが、単純に言うともこれ財政も違いますが、あと過疎とかいろんな面がございますが、平田村は年間5万からやっていますね。あそこいろんな通学形態あります。バスで通っている方もいるし、また下宿している方もいます。その中で、平田村あたりは5万やっているとこのような状況があります。

そうした中、浅川町も今この通学費半年分だけで見ますと、棚倉町2万790円、半年で、浅川からですね。里白石からだとも2万5,030円、また磐城浅川から郡山だと自動車だけで5万8,970円、里白石から郡山だと5万4,800円、これ半年分です。バス通学を加えますと、棚倉駅からバスで行きますと白河高校が10万2,920円、白河旭高が10万6,160円、白河実業高9万6,440円、逆川のセブンのところだと白河高校まで10万1,630円、旭までだと10万3,570円、実業高が9万3,200円、この倍1年間かかるわけです。

こういうような面を考えると、1万円は大変ありがたいと思えます。しかしながら、こういうような通学費用を考えると、もうちょっと張りつけた助成にしてはどうかと。私が先ほど申し上げました、最低限1万、けれども、この通学費の3割補助しますとか、2割補助しますとか、そういうようなもうちょっと、この通学費助成、せっかく始まったものですから、もっと拡充していただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、平田村のお話が出ました。あと、古殿、平田、これは水郡線がないということで、浅川町はいいね、水郡線が走っているからという、そういうお話も出たんです。そして、やはり行きつくところは、村ではこれだけ補助しなくちゃいけないんだというお話も出ました。だから、浅川町は本当に水郡線の駅2つありまして、本当に当初1万円補助したんですが、今、確かに周りがかかりそれなりの、保育料と一緒に様々な今、補助をしております。前向きに今後、これは検討をさせていただきたいと思えます。

それで、じゃ、すぐやったらいいだろうと思えますが、これ全て私は平等だと思っておりますので、今度、

令和6年度から、今、水郡線利活用活性化等も含めて、水郡線利用している専門学生、あるいは大学生、これ去年もお話しいただきました、補助したらいいんじゃないかというお話をいただきましたので、今、令和6年度から今度その水郡線を使っている専門学生、大学生に補助を今、検討しております。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

長くなっておりますので、明瞭にお願いします。

○9番（会田哲男君） 分かりました。

今、平田の話も出ました。ぜひ、今日の新聞にこれもありました。国としては、今度は多子世帯は大学も無償化の方向に持っていくとか。子供の数の問題とかあります。こんな状況でございますので、平田ほどとは言いませんが、ぜひ拡充をお願いして質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）町道中田・鉢田線の湧水改修についての質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 町道中田鉢田線の湧水改修についてお伺いします。

町道中田鉢田線、この現場は3か所ほどが常時路面に水がしみ出ている状況にあります。自動車の通行の際、スリップによる転落事故等も予想され、危険な状況にあります。特に、今後の冬場での凍結での事故の危険度が増す状況にあると思います。事故が起こる前に、路盤改良、しみ水、湧き水、排水対策等の工事が必要です。町には、ぜひここを改修していただきたいという思いで質問いたします。町の取組に対する考えをお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町道鉢田中田線の湧水箇所については、これまでも複数回にわたり湧水対策工事を実施してまいりました。対策工事後、一定の間は、対策工事の効果により地下湧水が暗渠排水管でよく処理されておりましたが、経年による排水管の排水不良や、地下水の流れが変わり別箇所から湧水するなどしていることから、対策工事を実施する考えであります。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 実は、これ中田地区の方々から数名から、私ちょっと話聞いたもので質問したんですが、行政区として何回か町に要望したそうでございます、ここ数年。ところが、返答は検討するということで、その検討結果については分からないということだったものですから、今回、私この一般質問させていただきました。今、町長答弁で改修やるというふうに捉えましたので、ぜひこの改修、年度内あるいは来年度、早めに取り組んでいただければと思います。ぜひ、ここは本当に交通量を考えますとそんなに多いところではございません。畑田から広域農道に出る部分でございますので、あるいは中田から広域農道に出る部分でございますので、ぜひ、少ないけれども、事故あった後では遅いんでございます。人身事故なんかになっては町の管理体制も問われますので、何年も要望しているところでございますので、ぜひ改良、改修をお願いしたいと思います。

あわせて、こういうようなこともあるんですが、これも町道の維持管理という面でございますが、私、前にも広域農道関係、あるいは町道関係でも質問したんですが、大きな木が、法面は2メートルくらいはきれいに

刈ってあります。しかしながら、大きな木が道に出て、大型トラックとあるいは乗用車でも、ちょっとそこを避けてセンターラインをオーバーして通るような状況のところがございます。これは大変住民の方も危険だなと思っているところがございます。これは広域農道もしっかりでございます。あと、里白石木和田塚線ですか、この辺もカーブ、大分下はきれいになっているんですが、2メートル程度は、裾の部分は。ただ、大きな木がはみ出している部分がございます。この辺も道路維持補修員ではなかなか手が出せない面もあるかと思うんですが、これもただ交通の安全というような面を考えれば、ある程度の予算づけをするか、あるいは……

○議長（水野秀一君） 会田議員、通告に沿った質問。

○9番（会田哲男君） 地権者に強くお願いするかして、何とか対応を願いたいと思うんです、大きな木の伐採ですね。その辺の取組をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町道の維持管理の話が出ましたが、当然これ危険箇所がたくさんありますので、本当に作業員でできるところはしますが、恐らく危険が伴いますので、当然業者に頼みたいと思っております。あと、躰田線は一気に全てできませんが、できるところからやらせていただきます。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） ぜひよろしくお願ひ申し上げて、質問を終わります。

○議長（水野秀一君） ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順3、4番、兼子長一君、（1）町内の交通安全対策についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 町内の交通安全対策についてお伺いをいたします。

以前から箕輪行政区で要望しておりました箕輪字沖地内の町道、箕輪一色線と箕輪福井線の交差点に、止まれの標識の設置と停止線の表示についてお願ひをしておりました。石川警察署の回答では、必要性が低いいため設置は行わないとの行政区への回答でございました。

しかしながら、依然として車同士による出会い頭の事故が多発しております。ついこの間、10月21日にも乗用車同士の出会い頭の衝突事故がございました。私も現場に行ってきました。片方は普通乗用車で、ボンネットがもう大破しておりました。それから、もう一方のほうは軽ワゴン車でございました。この軽ワゴン車は脇の用水路に転落をしているという状況でございました。幸い、けが人は発生しておりませんが、そういう状況で毎年、数件のそういう出会い頭の事故が発生しておる場所でございます。

それで、お伺いしますのが1点目ですね。この石川警察署の、いわゆる公安委員会でございますが、その必

要性が低いというその判断理由をお伺いしたいと思います。石川警察署においては、この現地の確認の有無、あったかどうか。それから、そういう交通事故の発生件数の把握をしておられるのかどうかをお伺いいたします。

2点目、この道路は交通量が多く、大型車も通行します。工業団地も近いことから、棚倉町方面から浅川工業団地へ向かう大型車両が頻繁に通行する道でもあります。こういったことから、重大事故が発生することが心配されます。早急な対応をすべきと思いますが、伺います。立て看板などの設置等ですね。お願いしたいと思います。

それから3点目、あさかわ図書館前の歩道整備が終わりました。しかしながら横断歩道、いまだに設置されておられません。その時期の見通しについてお伺いいたします。多分、今、下水道工事が始まりましたので、その下水道工事が終わった後、横断歩道を設置されるのかどうか、そういう観点もあるかと思うんですが、この横断歩道の設置についての見通しについてお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町は、平成31年度に一時停止規制の要望書を石川警察署へ提出し、現地確認を受けております。また、この交差点において発生した届出のあった交通事故は、過去5年間で2件ございました。

なお、警察での必要性が低い判断理由としましては、幹線道路と比較し、交通量が少なく、見通しもよく、事故件数も少ないとのことでした。

2点目につきましては、町交通対策協議会と町道の道路管理者である建設水道課において、注意看板等の設置や指導停止線と自発光式のデリネーター等の設置を検討しております。

3点目につきましては、令和5年10月24日付で、横断歩道設置の交通規制に関して福島県公安委員会より照会があり、町としては支障なしと回答しております。

なお、設置時期については、福島県公安委員会に確認したところ、委託業者に発注済みであり、令和6年度末までには完了する見通しとの回答を得ております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） じゃ、まず3点目ですね。

〔「すみません」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） すみません、最後のくだりね、令和6年3月までには完了する見通しとの回答を得ております。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） じゃ、先に3点目のほうからお伺いします。

今、町長答弁によりますと、その横断歩道の設置の時期は来年6年の3月までにとということですかね。

○町長（江田文男君） はい。

○4番（兼子長一君） そうしますと、今、下水道工事やっていますよね。いわゆる3月までに下水道工事終わ

るでしょうけれども、2月ですか、工期は。その後、本復旧ありますよね。それとの兼ね合いはどうなんでしょう。今、下水道管は歩道に設置なので、横断歩道は車道に表示するので、その下水道工事との兼ね合いというものはどういうふうになっているんでしょうかね。その辺のところが公安委員会とは調整済みなんじゃないかな。その辺ちょっと再確認したいですね。お答えをお願いします。

それから1点目ですけども、今、平成31年、箕輪区で要望したのに合わせて、警察署のほうに町から要望書を出されたということで。それで、交通事故件数が5年間で2件ということで、これは多分、警察署に届けたもの、でもこの出会い頭の事故はもっとあると思いますが、ただ警察のほうで現場検証している件数が多分2件なんじゃないかな。でもこれ以上に多くの事故が発生しております。

それで、去年のやはり11月にもあったんですけども、そのときは脇の用水路の水門のゲートがあるんですが、それが鋼鉄製のものが、そこに車が衝突して、もう垂直に曲がってしまったという事故がありまして、そのときはけが人が出たんですけども、そういう事故と、あとはとにかく相当数の数があるそこ、単独事故も含めてあります。

私、不思議に思うのは、そこ、箕輪の現場から400メートル行った棚倉町分、そこには一時停止の標識と停止線と交差点ありの標識があるんですよ。これ写真、私、撮ってきています。止まれの標識と停止線はこれ、公安委員会の管轄です。でも、この交差点ありのこの黄色い裏地に十字である、これは棚倉町がつけたとなっているんですよ、表示されているんですよ。そういった点から、なかなかその辺ちょっと取扱いが違うのかな。同じ条件の下で、棚倉町と浅川町ではそういう交通安全対策に対する意識がちょっと違うのかなと、疑問に思っています。

それから2点目、今、答弁でその立て看板の設置を検討していきたいということで、それから指導停止線ということがありました。ただ、この指導停止線というのは住宅団地内とか、あとは丁字路、三差路というんですかね、そういうところの停止線であって、正式な停止線ではないですよ。だから、ああいう交差点でその指導停止線は果たして可能なかどうか、その辺の再確認をお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず初めに、3点目の横断歩道の件についてでございます。

以前から横断歩道の設置は要望しておりまして、併せて町のほうでも歩道整備を実施しますということで、警察のほうとはずっと協議してまいりました。それで、横断歩道が設置されることを前提に、渡っていけるようにスペースを空けて歩道を設置したところでございます。このことから、町は協議の結果、支障はございませんというふうに回答したところでございます。

また現在、行われております下水道工事につきましては、議員さんおただしのとおり、設置は歩道についてでございますので、横断歩道については支障がないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

道路管理者は町道ですので建設水道課、交通対策協議会の事務局は総務課ですので、私のほうで答弁させていただきます。

先ほど、町長から答弁ございましたが、いわゆる福井直線の交差点なんですけれども、沖地内の交差点、こちらにつきましては平成31年度に箕輪区から要望がございまして、令和元年度から継続的に石川警察署に要望を出しております。県の公安委員会の看板やら、一旦停止のラインをお願いしたいということで要望はしております、石川署で実際に現地を確認しております。当時の記録を見たんですけれども、当時の石川署の見解とすれば、朝夕の通行台数は多いが、日中は通行台数が少ない。そのような理由で必要性は低いということで判断されているようです。

先ほど議員さんからご指摘のとおり、棚倉分につきましては私どもで現地を確認しておりますが、県公安委員会の標識が設置されております。私も、同一路線で棚倉署は設置している、石川署は必要性が低いと判断が分かれているものですから、こちらにつきましては継続的に石川署、もしくは駐在所のほうとは話はしております。ただ、石川署の判断がいつになるか分かりませんので、こちらとすれば先ほど町長答弁のとおり、交差点を一時停止を促す対策を実施したいと思っております。具体的に言いますと、参考にしますと、山白石の広域農道の湯ノ入、もしくは湯名後田地内なんです、そちらにも設置をしております。そのようなものを今ほどの福井直線の十字路には設置したいと考えております。

こちらにつきましては、この場所なんです、いわゆるコリジョンコース現象といいまして、田畑が広がっている見通しのいい交差点で車が止まっているように見える現象が起きますね、コリジョンコース現象。先月も矢吹町で死亡事故がありました、同じようなケースで、ですので、こちらとすればまずは町での対応と考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 先ほどの質問の中で指導停止線と、それから黄色い標識の十字のマークの件がございました。そちらについて答弁させていただきます。

初めに、指導停止線につきましてはおただしのとおり、本来の一時停止につきましては標識と停止線ですね、実線の停止線がセットで引かれて、規制がかかるということでございます。

指導停止線につきましては、道路管理者のほうで設置できるものになっておりまして、本来の停止の効力はないものの、停止を促すというような目的で道路管理者が設置できることになってございます。住宅地のみならず、例えば滝ノ台のニュータウン地内に指導停止線を設置いたしました、あちらも全て町道でございます。通常、町道、道路の交通が共されている道路であれば、道路管理者が設置できることとなっております。

また、止まれの一時停止の規制につきましては、こちらは規制でございますので、公安委員会のほうとなります。

それから黄色い十字の標識、これにつきましては、この先、交差点がありますよというような、十字路ですよというようなことをお知らせする、道路管理者が設置する標識となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

非常に、とにかくその看板の設置ということで、注意喚起のためですね。これ中里地内のエダヒロシさんのところの近くのこういう止まれの、交通対策協議会でつけるということでもよろしいでしょうか。総務課長のほう、よろしいですかね。こういうものでよろしいのでしょうか。

それから、さっき総務課長から答弁があったように、コリジョンコース現象というのがまさにこの場所、それが起きる場所なんです。以前から多分、お互い車があるのは分かるんだけど、止まっているように見える現象。こういった現象が、あの場所は発生していると思います。

それから、警察のことをあまりこれ言うのもあれなんですけど、今年1月2日に郡山市でやっぱり同じような出会い頭の事故があって、一家4人が漏れたガソリンに引火した車で亡くなってしまったという事故がありました。そこはやはり一時停止の標識もなければ停止線もなかった。その死亡事故が発生した後に、警察署とその市と地元で何か集まって、なぜこういう事故が起きたんだろうという、そういうことで対策会議を開いた。

だから、そういうその、何というんですかね、そういう死亡事故が発生した後にそういう対策を取る、これが何かちょっと、県の公安委員会、警察署の考え方もあるんでしょうけれども、やはりそういう死亡事故が起こる前に、そういう可能性のある場所についてはやはり対策を取るというのが、まず大事なことだろうと思います。

そういう、公安委員会がつける止まれの標識、そういったものは時間がかかるでしょうから、町としてそういう看板の設置をこれから進めていただくということで、その辺は大変安心をしております。

なお、さらに引き続き、公安委員会のほうにその止まれの標識、停止線、そういったものを設置していただくような、なおかつ粘り強く要望活動していただきたいと思います。その辺について再度、答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、4番議員が言ったとおりだと思っております。

町ではできる対策はさせていただきます。そして、要望は私も先頭になってやらさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目の注意喚起の看板等なんですけど、議員さんからありました中里の五斗蒔の交差点の広域農道のそれぞれの交差点に、町としても設置してございます。そちらを参考に、この福井直線の交差点にも設置したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）「ゼロカーボンシティ宣言」に伴う取り組みについての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 浅川町は、ゼロカーボンシティに関する包括的連携協定を株式会社エスプールと10月12日に締結をいたしました。今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

この取組、他町村に先駆けて宣言をしたということは大変評価をしたいと思います。ただし、町民からはどのように行動すればいいのかという声もあります。それで4点ほどお伺いをいたします。

1点目、町民や事業者への周知と啓発及び具体的な活動方法は、今後どのように進めるのでしょうか。

2点目、協定書の第2条に掲げる連携事項を実施する場合、委託料などの費用負担はあるのでしょうか。

3点目、町の資源、森林、河川など、活用調査の方法や内容はどのようになるのでしょうか。

4点目、国からの支援にはどのような事業があるのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、6番、岡部宗寿君、（1）ゼロカーボンシティの実現についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 私も4番議員とほぼ内容は同じですので、質問いたします。

10月12日、エスプールという会社とゼロカーボンシティの実現に向け、包括的連携協定を締結したと広報あさかわに出ました。

私は、町長、この内容を読んだときですよ、これ何なんだ、グーグルを開けば町長が出て、正面でしゃべっているのが見えて。町長、なぜこんなすばらしいことをですよ、私たち議員に何も言わずにこっそりと進めるのかと思ったものですから。が、東北で初めての連携となっていますと書かれています。これはすごいことだと私は、町長、思いました。これをもっと町民に知らせ、我が町でも脱炭素社会に向けて、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロにすることを目指す自治体になれるようにと、私もこれは応援しなければならぬと思いました。それを踏まえ、私も3点ほど伺います。

1点、町長が進めるゼロカーボンシティを宣言した理由を詳しく伺います。

2点目、これは半分、提案にもなるかと思いますが、以前にも質問した議員もいます。水道水を利用した管水路用マイクロ水力発電システムというのがあるらしいです。これは今、町長が言われたゼロカーボンにつながるのではないかと考えるのですか、伺います。

3点目、森林です。我が町には見渡す限り山です。この山は二酸化炭素を吸収してくれるので、我が町もぜひ、里山を守るための、我が町にはない自然環境保全条例などがあればいいのかなと思います。伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、5番、木田治喜君、（2）ゼロカーボンシティ宣言についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 複数の同僚議員が質問いたしています。それだけ重要な案件ということで、重複する部分も多々あると思いますが、よろしくお願ひします。

令和5年10月12日付で浅川町2050ゼロカーボンシティ宣言がなされると報道機関や町広報を通じて発表されましたが、全国的には令和2年、現在166自治体が、令和5年9月末では991自治体が既に宣言して、増加の一

途をたどっています。

温室効果ガスの排出量を削減推進することは、全世界で懸念されている地球温暖化を防ぎ、海面の上昇、熱波や干ばつ、大雨やそれによる洪水など気候変動を引き起こし、私たち人間にとどまらず、地球に住む動植物などの生態系にも影響や、農産物が被害に遭い、作物の収穫が減るだけでなく、生物多様性が減少したり絶滅してしまう動物も出てくる中でストップをかける、そういった意味でも有意義な取組であることには間違いありません。

ただし、各地方公共団体のゼロカーボンシティ宣言は、例えば定例会や全員協議会、臨時議会等で宣言の意義の説明後、発せられるのが大多数です。そこで、中身が重要との思いは執行部と共有しながらも、町のゼロカーボンシティ宣言に対する取組内容が不明確な点多々あることから伺います。

1点目に、まず基本的用語、脱炭素社会、カーボンニュートラル、ゼロカーボンシティの町の定義を伺います。

2点目に、削減を目標とするならば、現状を知ることが基本と思いますが、町の温室効果ガスの排出量と宣言後の温室効果ガスの削減とCO<sub>2</sub>の吸収などは、どのように計測し集計するのか、方法を伺います。

3点目に、町広報のコメントにもあったように、ゼロカーボンシティを町民、事業者、関係団体等の皆様と共に、オールあさかわで挑戦するとありました。大同信号及び化工での活動は町ホームページで承知していますが、他の企業を含めた現状の民間事業者の取組をどのように捉えているか伺います。

4点目が重要ですが、町はゼロカーボンシティ宣言のメリットをどのように捉えているか伺います。

5点目に、町は10月12日宣言後、どのように取り組んでいくのか、アクションプランを伺います。また、行動計画を達成するためにはコストもかかると思われませんが、ランニングコスト予想を併せて伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 3議員さんには大変長い答弁になりますので、もしできればメモしていただければと思います。

初めに、4番、兼子議員にお答えいたします。

1点目につきましては、これまでも町民の皆様には、ごみの減量やリサイクル、節電など、一人一人が身近にできるところからの取組を、広報等を活用し、周知、啓発に努めてきたところでありますが、今後も分かりやすい情報発信に努め、さらなる意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、協定に関する連携事項に対しての費用発生はございません。

3点目につきましては、包括的連携協定を締結した株式会社エスプールでは、11月末現在、浅川町を含め12自治体と同様の連携協定を締結しております。他自治体での知見やノウハウを活用し、浅川町における地域資源の情報収集や分析を行い、ゼロカーボンシティの推進に向けた全般的なアドバイスをいただけることになっております。

4点目につきましては、国からの脱炭素関連の支援メニューは、環境省をはじめ幅広く様々な分野にわたっております。その中には、自治体の建物や土地への太陽光発電の導入や災害時における回復力強化など、浅川町でも検討を要するものにつきましては、今後の活用を含め調査を進めていくとともに、町民や事業者が活用

できるメニューについては積極的に情報提供していきたいと考えております。

次に、6番、岡部議員にお答えいたします。

1点目につきましては、町においてはこれまでも浅川町地球温暖化対策実行計画に基づき、対策を進めてきたところでありますが、本年の国内における記録的な猛暑など、近年の異常気象の傾向はますます顕著なものとなっており、世界各地において激甚的な災害が頻発し、地球温暖化対策は世界共通の喫緊の課題となっております。国においても、対策は待ったなしの課題とし、2020年には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。県においても、本年6月に59市町村と各分野の業界団体で構成するふくしまカーボンニュートラル実現会議が設立され、対策を強力に推進するところであります。

このような中、町といたしましても、令和元年東日本台風において大きな被災を経験した自治体として、町民や事業者、関係団体の皆様と危機意識を共有し、一丸となって地球温暖化対策に取り組んでいくための機運醸成の契機とすべく、環境省が全国の自治体に呼びかけをしているゼロカーボンシティを宣言することとしたものであります。

2点目につきましては、ゼロカーボンにつながる再生可能エネルギーの可能性の一つとして、研究してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、森林や里山等の地域の自然資源を適切に整備、保全することは、二酸化炭素の吸収量を確保する上で重要だと認識しておりますが、現在は自然環境保全法や福島県環境基本条例等の国県ルールに基づき適切に対応しており、新たな条例を設けることは考えておりません。

次に、5番、木田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、脱炭素社会は、二酸化炭素の排出量が実質的にゼロとなった社会。カーボンニュートラルは、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。ゼロカーボンシティとは、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した自治体のことであると認識しております。

2点目につきましては、公共施設におきましては、電気やガソリンなど各エネルギーの使用量に排出係数を用いて二酸化炭素発生量を算定し、公表しているところであります。町全体の排出量につきましては、環境省が公表している市町村ごとの推計値により把握しているところであります。二酸化炭素の吸収については、現在、町で把握している数字はございませんが、環境省が公表している森林等の吸収源対策による吸収量と、県がロードマップの中で公表している森林吸収量を参考に、今後ロードマップを作成する際には算定してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、県が実施しているふくしまゼロカーボンへの挑戦表彰制度事業所版において、今月5日に町内2社が受賞するなど、事業者においても、それぞれに取組が行われていると認識しております。

4点目につきましては、宣言後、本議会においても多くの質問をいただくなど、町内における関心の高まりを感じており、こうした関心の高まりが最大のメリットと考えております。また、国の補助事業を活用する際に、宣言の有無が大きく影響するものもございますので、こちらにつきましてもメリットの一つだと考えております。

5点目につきましては、町はこれまでも地球温暖化対策実行計画に基づき、住宅用太陽光発電システム設置

補助や公共施設照明のLED化、ふくしま森林再生事業への取組、ごみの分別指導、食品ロスの削減協力など、様々な形で啓発や推進を図ってまいりました。今後は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、持続可能な地域づくりにつなげるためのロードマップを作成していくとともに、エネルギー利用の効率化に向けた取組として、次世代自動車の導入や建築物に対する高断熱化など、できることから取り組んでいく予定です。ランニングコストにつきましては、ロードマップ作成を検討していく中で盛り込んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 様々な取組の答弁でありました。

それで、私のほうの質問の中で、1点目はごみの減量化など、そういったものの取組を今後も周知していきたいということで、これはそのとおりだと思いますね。町民の方にそういう行動をお願いするという周知をさらに強めていくということで、分かりました。

それから、2点目の協定書の第2条に掲げる連携事項なんですけれども、1つは推進に向けた支援と、2つ目は周知、啓発、3点目は森林、河川の活用調査、4点目は町とこのエスプールの協議して決めていくという内容なんですけれども、そういったものに取り組む場合、このエスプールという会社から何か助言、そういうのも何かあるんでしょうが、そういった場合のその費用、委託費等はいかからないという答弁だったんですけれども、エスプールさんはやっぱり民間会社ですから、本当のボランティアでやるわけではないと思うんです。何かこういう、例えば計画を策定するというですけれども、そういったものの費用とか、河川の調査、森林の調査にも何かやはり費用はかかるでしょうし、調査結果をまとめるのにも報告書が必要になると思うんですね。そういったものも一切、頼んだ場合、費用がかからないということでもいいのかどうか、再度確認をしたいと思います。

それから、3点目は分析アドバイス、これ今の費用の問題と関連しますので、併せてお答えください。

あと4点目の国からの支援、どのような事業があるのかということで今お聞きしたんですけれども、例えば浅川町、電気自動車の充電スポットがないんですけれども、そういったものを設置する場合に、環境省か総務省なりのそういう補助事業に、この宣言することによって採択しやすいというメリットがあるんでしょうかね。その辺ちょっとお聞きしたいです。あと、町の公用車に電気自動車を導入したいといった場合も、何か国の補助制度があるんでしょうかね。その辺ちょっと再度お聞きをしたいと思います。太陽光発電とか、そういったものはもう既に補助制度ありますので、それをさらに拡大していくということで、それは分かりました。今のことについて再度、答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目、3点目を課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

1点目の、エスプールさんからの助言に費用はかからないのかということでありますが、こちらにつきましては、町で計画の策定をお願いしているわけではございませんので、その前段階と申しますか、これからゼロカーボンを進めていくに当たってのアドバイス、それから知見を生かしたノウハウをいただけるということに

なっておりますので、費用の発生はございません。

その中で具体的に何を行っていくかということなんですけれども、そちらにつきましては再生可能エネルギーの導入ですとか、地域資源の活用など、情報収集や分析を町で行う上で、全国的な取組や知見、ノウハウを生かしたアドバイスをいただきたいと考えております。また、町民や事業者の方に啓発を行っていく上でも、アドバイスをいただきたいというふうに考えてございます。それが1点、2点目まとめたものでございます。

3点目の電気自動車、公用車を購入する場合の国の補助についてなんですけれども、そちらにつきましては脱炭素債などが活用できるかは考えてございます。そちらにつきましては、宣言といいますよりは実行計画の事務事業編のほうの策定が必須となってございますので、そちらにつきましても今後、改定をしながら、見直しを図りながら、そちらの計画を見直ししていき、そのような補助を使う際には活用できるような形にしていきたいと考えてございます。

こちらのゼロカーボンシティ宣言の補助を受ける際のメリットとかにつきましては、どちらかといいますと今後、再生可能エネルギーを導入する際のポテンシャル調査ですとか、ロードマップを作成する際の必須要件にはなってはございませんが、採択を受ける上で宣言が大きく影響する項目があるというところは認識してございます。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

充電スポットの件なんですけど、ご存じのとおり浅川町には従来、充電スポットございません。今年度、幾つかの業者と今、話は進めております。候補地、公共施設内ということで設置を考えております。その補助関係なんですけど、スタイルとすれば設置は事業者が国の補助を受けて行くと。事業者が国の補助を受けて充電スポットを設置すると。例えなんですけど、役場庁舎の目の前に自販機が設置になりました。そちらと同じなんですけど、町では土地を貸してあげまして、そちらに充電スポットを設置していただくようなスタイルを取ろうかと今現在、検討しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） そうしますと、そのエスプール社とはそういういろんなアドバイスとかいただく場合には、一切そういう費用がかからないという答弁でございました。

今後、その実行計画の策定ということがあるんですけど、これはそうしますと町が直営で策定をするんでしょうかね。どこかに委託をするんでしょうか。それをちょっと確認したいと思います。

それから、今、公用車の導入については起債があるという答弁だったんでしょうかね。そういう形で、これ補助はないんでしょうか。再度この辺も確認したいと思います。

それから、充電スポットについては今、総務課長から答弁ありましたが、そうしますと、いわゆる事業者が設置ということなので、そういう充電スポットをやる事業者なんですかね。そこが、浅川町のどこどこにつけたい、だから公共施設だとかどこか場所を借りたい、それに場所を貸すという、そういう仕組みになるんですかね。町が充電スポットをつけるということにはならないのですかね。民間事業者がつけるという、そういう仕

組みなんですかね。その辺ちょっと再度、確認したいと思います。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

今、町のほうで考えております先ほどの今後の計画の策定についてなんですけれども、まずポテンシャル調査とロードマップの作成を考えておりまして、ポテンシャル調査につきましては、公共施設の土地や建物に対して、再生可能エネルギー導入の可能性やその効果について分析していくものとなっております。ロードマップにつきましては、そちらの再生可能エネルギーのポテンシャルの推計を基に、さらに浅川町の将来像の検討を行って、導入の目標や、目標に向けた施策の検討を行うものでございまして、町単独で計画を策定するのは難しいと考えておりますので、委託等になるかと今のところは考えてございます。

それから、2点目の公用車に対しての補助なんですけれども、電気自動車等ですので、災害とか停電時に公共施設へエネルギーを導入するという災害時のレジリエンス強化のための枠組みの中の一つとしては、メニューとしてはあるかもしれませんが、単独ではなく災害時の強靱化を図るためのメニューの一つとしてはあるかもしれませんが、そういうことについて今後また研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

ちょっと兼ねるんですけれども、今の公用車購入の件なんですけど、総務でも実は調査しておりました。公用車の電気自動車をもしも購入する場合に、適切な補助があるかということなんですけれども、今現在、うちのほうの調べ方からすれば、やはり先ほど申しました起債事業が一番いいのかと。補助がなかなかメニューがなかったというのが現状です。

それと、充電スポットの件なんですけれども、先ほど答弁しましたとおり、設置はあくまでも事業者が国の補助を受けて行うことと、そういうスタイルを取っておるそうです。今年度、幾つかの業者とも話をしたんですが、浅川町、従来から充電スポットないので、充電スポットをつけてどのようなスタイルを取ったらいいんだということで相談はしておりました。結果的にはそのようなことになっております。この話、まだ業者がどこで確定ということもございません。今、進めているところです。

答弁につきましては以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） そうしますと、その実行計画を策定するには、いわゆるポテンシャルの分析とかロードマップですね。それは委託になるということなんですけど、そうしますと、そういう委託先はこの株式会社エスプール、いや、これはちょっと言い方はあれなんですけれども、あるいはそういう専門的な、そういうコンサルタント会社とか、そういうほうに委託してその計画を策定するということなんでしょうか。

それから、充電スポットと公用車の導入については今、分かりました。なかなか電気自動車の公用車導入については、補助事業がなかなかちょっとあまりないということで、起債になるということで。あと充電スポットについても、そういう今、事業所と話し合いをしているということで。こういうゼロカーボンシティ宣言に伴って、こういったものが進むようお願いをしたいと思います。

それで再度、先ほど言った計画策定の件について、答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

まだ計画策定につきましても、課内で検討している最中でございますので、委託先ですとか、その先についてはそこまで考えてございませんが、委託する場合は当然にそのような調査ですとか、ロードマップの作成ですとか、そういう環境部門のほうに実績のある業者になるのかなとは考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順、6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） ほぼ今、4番議員のほうで分かりましたが、私は私なりにちょっとやらせてもらいます。

1つ目、町が進めるゼロカーボンの宣言をした理由ですが、温暖化で台風が来て、水没した人もいます。これを防ぐために、ぜひ私もやってもらいたいのは、私の今ここでの最高の願いです。

そこで、このゼロカーボン宣言事業に参加している我が町の事業所はどのくらいあるのかと。また個人での参加もあるのかも、ちょっと知りたい。県のほうでちょっと調べたら、11月30日時点で4,065事業所が参加している。福島県には8万を超える事業所があるらしいですね。そして1日発表では、県の内訳で産業部門で228事業所、運輸部門で540事業所、民生業務部門で3,297事業所だと。この民生業務部門は当然、我が町59市町村が含まれているらしいですね。でも、残念なのは県内の幼稚園、小学校、高校、小中高の学校が半分にもならず41.3%にとどまっている。これは浅川町もそれ調べれば分かると思うんですが、我が町もオールあさかわ宣言をしたのですから、全ての町民総参加で進めるべきと思います。これもお伺いします。

それと2点目ですね。管水路用マイクロ水力発電、これなぜいいかという、実はこれは町負担がないんです、実は。町が負担することなくて、業者が負担をして、その水力でできた電気、その売上げのパーセンテージがその会社に行って、あと大体半分ぐらいは町に残って、半分はその会社で使う、そういうらしいんです。あとその内訳は、総務、今の建設水道課にもちょっと調べてみてくださいと言って、きっと調べていると思いますかね。

これはやっぱり、我が町のゼロカーボン宣言には最高の事業、さほどお金もかからないのに、水道の落差を利用したその水圧で電気を起こして使う。それ、なぜこの話を私、したかという、太陽光とかは昼間しかできないじゃないですか。ところがこの水道事業というのは、我々は一般生活で自宅で朝、おはようございますから水道使っているわけじゃないですか。一番使うのは、町長、やっぱり自宅に帰って女の人だったら台所をやる、男も台所、洗濯やる、そして風呂入ると。これ全てそのとき使うのが水道なんです。そしてそのとき、太陽光では賄えない夜の部門で電気を起こす。これは最高に、町長が言っている今の脱炭素事業だと思います。2点目です。

それと3点目、これは町長に言ったら、ちょっと今のところは考えていないんだという話なんです、先ほど言いましたが、浅川町は見渡す限り森林に囲まれている。とにかく自然環境保全を見直し、二酸化炭素を吸入してもらおう。そして酸素を排出してもらおう。これは最高に適していると思います。

ただ、先ほど言いましたが、我が町には自然を守る条例がないんですね。実は1つ似たような条例があるんです。それは城山の条例で、城山生活環境保全林管理会規則という、何か全然関係ないような保全みたいな、

城山だけを守るといふ条例があるんですね。あとはないんです。あとはあるのは、山白石地区でやっている草刈りか何かのそういう条例かな、それは全くもう関係はないんですが、山を守るわけではない条例はあるんです。

これはやっぱり町長、我が町には、この町の山を守るのには、今、少子高齢化といいますか、山を、町長とかも山歩きが好きだから、歩いているから分かると思いますが、今、実は里山は荒れているんですよ。どこに行っても草、篠、そういうのが生えて、人が入れないような状態が、ちょっとうちの議員らも何人か山を歩く人がいますが、そういう状況が今、続いています。それには今、各農家の人とか住民では山を手入れはできないような状況になっている。そういうときに里山条例というのをつくって、何かその森林再生に向けた取組ができないのかというのが、私の今の提案だったんですが、ひとつ、町長、こういうことなものですから、前向きに考えればこれ、町長が言っているこの今のカーボンシティの実現には最高だと思います。

あと、最後になりますが、1つだけちょっとお聞きしたいのがあります。これ総務課長か町長でも構わないんですが、令和4年3月に町でつくられた浅川町地域まるごと省エネ計画という、何かグーグルを開いたら34ページにわたった詳細が出てきました。これはいつ終わるのかなと思ったら34ページになっている。これはメリットか何とかと最後に出たのを見たら、環境省にやってそういった予算をもらえるんだという趣旨みたいなのがちょっと書いてあったんですが、これは本当は今のゼロカーボンシティの先駆けの事業だったんじゃないのかなとちょっと思ったものですから、ちょっと今、確認のため聞きたいと思います。町長、よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目の水道水を利用した水力、水電、電力は、これは本当にいいことだと思っておりますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思ひます。

また、2点目の森林や里山のあれですね、適正に整備保全、これは本当に二酸化炭素のために重要だと認識しておりますので、これも本当にこれからのゼロカーボンシティについて様々な意見等ございますので、これも本当に検討課題とさせていただきます。

3点目については、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

まず、ゼロカーボンシティ宣言をしている事業所につきましてなんですけれども、福島県では昨年度、これまでの福島議定書事業をリニューアルしまして、ふくしまゼロカーボン宣言事業といたしました。事業所版と学校版とがございます。2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、ゼロカーボンを目指して取り組むことを宣言した事業所となっております。県のホームページのほうには町ごとに載っておりませんので、正確には把握できませんが、町内の事業所も10社前後、参加しているものと認識しております。また、学校におきましては2校、町のほうでは宣言していただいております。

それから、計画の策定についてだったんですが、令和4年3月に浅川町の実行計画区域施策編の地域まるごと省エネ計画のほうを策定させていただきました。こちらにつきましては、令和3年5月に、地球温暖化対策推進法が改正されまして、その中で地方公共団体のほうにおきましても策定が義務づけられたものでございま

す。国内においても、温暖化が起因していると思われる気象、災害が頻発、激甚化されておる中で、浅川町も令和元年台風の被害を受けたところでございますが、そういうところで策定に至ったものでございます。こちらにつきましては委託したのではなく、町で策定したものとなっております。こちらの計画なんですけれども、今年度、中央公民館のほうで空調設備の更新をされましたが、その際にもこの地域まるごと省エネ計画が策定されていることが、補助の対象となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 分かりました。

ということは、1点目は今、町長、抜かして構わないです。

2点目、やっぱりこれは先ほど言った管水路、やっぱりこれはマイクロ水力というのは、勉強すればきっと町のためになると思いますので、町長、今言われた、検討するというので、ひとつよろしく願いいたします。

3点目の話なんです、里山条例というのは、これはもう一般の山を持っている人らで、もうやれる状況にはないのかなというのが今の現状だと。ですからこれは、我が町に中山間刈り払い何とか事業というのがありますので、それに付随したような方法で、ちょっとでもこの里山を守るために、荒れている、人が見てここは駄目だ、あそこは駄目だというところは、やっぱり少しでも補助を出して刈り払いをしてやるとか、そしてその里山を、景観を守ると。そういう方法で少しずつ進めていってほしいと思います。

それと今、省エネ計画の話だったんですが、これ一応、補助金をもらえるだろうということをつくったと、ちらっと今聞きましたので、そしてそのとき公民館のエアコンを直したと。一応34ページもわたったものですから、これ最初、あれ実は携帯で見るのにはなかなか不便なんです、字が小さくて。伸ばして横にこうやって、また上にやって、あれ結構時間、食ったんです。でも何か見ると、今回、町長が宣言した、ちょっとこれ似ているんじゃないかなと思って言ったつもりだったんです。

そういったものでやっぱり全て利用できるのであればいいし、またそういったものもちょっとどこかに、議員の控室あたりにちょっと置いておいてもらえば、こういうのをやったんだということが分かると思いますので、もし今後、もしよろしかったら、控室あたりにそういった書類なんかを置いて頑張ってもらいたいと思います。町長、そういうことです。よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○6番（岡部宗寿君） あとは後で。

○議長（水野秀一君） 次、5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、2人の同僚議員が質問その他していますので、多分同じようなニュアンスの質問もあろうかと思うんですが、ちょっと流れとして質問しますので、それはちょっとご勘弁願いたいなというふうに思っています。

言葉の定義についてはそのとおりで、回答のとおりだというふうに思っています。

それで2点目の、温室効果排出量を町独自で算出するのは非常に厳しい面があります。これも回答のとおりです。ただし、これも回答にありましたように環境省、自治体排出量カルテというのがございます。この中に

参考にするとよく理解できるのですが、当町では2005年、5万8,000トン、それから2013年が5万5,000トン、それから2020年が4万1,000トンとあります。これは自然減少的な数値になっていますが、その中で顕著なのが減少となっているのが産業部門です。2005年が2万6,000、2013年が2万2,000、2020年になると1万7,000トンというふうに大分減少しています。減少率35%ほどになっています。これは事業所の脱炭素に向けた取組の結果なのか、それとも生産活動の減退なのか、微妙な感じだとは思いますが、町はどのように捉えているか、これは再質問させていただきます。

それから2050年、脱炭素社会の実現には当然、誰々が何をしたかというもので達成するものでもありませんから、文字どおりオールあさかわでの活動が必要だということです。それで現状分析も必要です。ぜひ各事業者、それから商工会、金融機関等々と協議会的な組織を設立しながら、情報交換、それからサポート要望の状況把握、町として急務と思われるが、町はこの件についてはどのように考えているか、お伺いします。

4点目が非常に重要でした。宣言の背景は、世界的異常気象の傾向にストップをかけるというような大局的な見方もありますが、当然、町は把握していると思いますが、ゼロカーボンシティを宣言することによりメリットがあります。先ほどはお金、交付金のメリットについての回答をいただきました。

ただし、私が認識しているメリットというのは2つございまして、1つが地域活性化、それから地域貢献と言われています。地域活性化等については、再生エネルギーの積極的導入により、地域の産業や雇用の創出ができるということだと思いますが、もう一つ、これが大事な支援策の一つなんです、環境省からの支援、ゼロカーボンシティを宣言することによって、環境省から大きな支援がございまして。

これはお金云々じゃなくて、1つには排出量の見える化の支援、それから宣言後のシナリオ等の検討の支援、それからゼロカーボンシティへの実現に向けた地域の合意形成等の支援とあります。この3つが非常に重要で、特に地域との合意形成が重要ではないかというふうに思っていますし、合意なくしては達成の実現は厳しく、町役場内の知見、人員の不足の理由により、合意形成のプロセスが不在になりかねません。いわゆる合意形成のところだけ省いちゃうというようなことがあってはならないということなんです、その連携協定先、エスプールには、その辺の環境省の支援の代わりに期待しての包括的な協定なのか、この辺も再度お伺いします。

ちなみに福島県三島町、これは皆さんご存じかと思うんですが、人口1,389人の町です。2022年5月26日に宣言しています。それより前に、三島町地域循環共生圏推進協議会で、ゼロカーボンに限らず環境全般についての議論を重ねながら、その前にもう一つ、国立環境研究所福島地域協働研究拠点というのがありまして、そちらのほうである程度まとめていただいて、その後に協議会を開いて、それを協議全般をして、なおかつパブリックコメントを開いて、町民宣言に対する理解と機運を高めたというふうに段階を踏んで、ゼロカーボンシティの宣言をしたというふうに私は認識しているんですが、当町は令和4年3月、先ほど同僚議員からも出ました。地域まるごと省エネ計画策定をしていますが、それ以外に何か行動実績があるかどうか。

以上4点ほど、再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

1点目の、環境省が公表しております産業部門の年々の減少率についてなんですが、こちらについては取組の成果なのか、自然趨勢なのかというところがございますが、私が知る限りでは、こちらの産業部門のほうには生産量とかも関わっていると思いますので、事業所さんが取り組んでいただいております省エネルギーの設備の導入もあるかとは思いますが、生産量も関わっている可能性があるかとは認識してございます。

それから、2点目のサポートについてなんですけれども、町としましては、こちらは民間事業者さんへのサポートという質問でよろしかったですか。

○5番（木田治喜君） いいえ、違います。

○住民課長（関根恵美子君） 申し訳ありません。

○5番（木田治喜君） 違います。もう一回。

○住民課長（関根恵美子君） すみません、後にいたします。

それから、ゼロカーボン宣言の地域貢献のメリットについてなんですけれども、こちらにつきましては、環境省からいただける支援につきましては環境省からいただきまして、包括的連携協定を締結しましたエスプールさんからは全国の自治体の取組ですとか、そういうところでエスプールさんが持っている知見のノウハウを活用させていただければというふうに分けて考えてございます。

4点目のゼロカーボン宣言に至る経緯なんですけれども、町としましては令和4年3月、令和3年度中に実行計画を、区域施策編のほうを策定いたしまして、令和4年度につきましては計画の中で取り組めるところに取り組んできたところでございます。基本計画のほうにもあります太陽光発電システムの設備の支援ですとか、町民に対する啓発ですとか、ごみの適切な分別ですとか、エコチャレンジ、議定書への参加のご協力ですとか、そういうソフト面ではございますが、できるところの取組を継続的に行ってきたところでございます。

そちらを踏まえまして、令和3年度の12月議会だったと思いますが、8番議員さんからも二酸化炭素の排出量については待たなしの状況だという意見も、おただしもございましたし、町としましては令和元年台風で甚大な災害を受けた市町村としまして、今年度につきましてはさらに町民、それから事業者皆様の浅川町全体での機運の醸成を図るために、ゼロカーボンシティ宣言を宣言させていただいたところでございます。あわせて、昨年度から株式会社エスプールさんのほうから包括連携協定の提案もございましたので、あわせて10月12日に宣言、協定をさせていただいたところでございます。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1点目は生産量の減退ということですね。それから、その中には各企業さんの努力もあるんだろうということで分かりました。

それで2番目ですが、これはいわゆる民間へのサポートという意味じゃなくて、町が推進していく上で民間のことも知らなきゃならない、それから家庭のことも知らなきゃならない、それから町そのもの、行政そのものことも知らなきゃならない、そういった場合に協議会的なものをつくって、組織をつくって、皆さんから逆に情報をもらったりする必要性はないんですかねという意味で質問させていただきました。逆です。いわゆる民間へその情報を流すというんじゃなくて、民間からそれを吸い上げる。

だから、今言ったように何業者、明確に幾つの民間業者、どことどこが今それを積極的にやっ

すよというような情報を、町のほうでしっかりと把握しているのかどうか。それから、家庭ではこういったことがやられて、これはもう何%ぐらい、こういった形のものが定着しているよというような情報が、きちんと認識できているのかどうかという意味で私、質問させていただきました。

それから3つ目は、いわゆるエスプールとその環境省の支援は別物で考えているんだということも分かりました。

それから、一番最後の問題として、いろんな太陽光発電だとか分別だとか、いろんなことはやっていましたよと。やっていたんだけど、改めて今度、宣言した後に行動計画をつくるんだと、ロードマップをつくるんだということも分かりました。

それで、その最後の2問目のところは後で答えてもらうとして、国も積極的に推進している活動です。ですから、国も宣言してもらうと非常に助かるんだということだと思うんですが、北海道の木古内町というのがあります。2023年6月22日にゼロカーボンシティ宣言をしました。当時の西村環境大臣からメッセージが届いたということです。これも、あちこちの自治体でそういったものがあると、国からこういったもので宣言後にメッセージが届いていると。小泉元環境大臣なんかもやっています。そういったことで、これは本当に参考までなんですが、国からは何らかのメッセージはありましたか。これをお伺いします。

それから、国も2021年4月、COP26で国際的な2030年、温室効果ガス、これは先ほど町長さんからもちょっと説明がありましたけれども、2013年度比で46%削減を約束しました。COP26で約束しました、日本は。地方自治体にも何らかの削減ノルマ、これを課してくるだろうというのが大方の見方になっています。ですから急務なんですね。政府もようやく本腰を入れて、26で世界的にもう約束しちゃいましたから、国際的に約束していますから、そういう意味でも46%削減を何でかんでしなきゃならないという状況がありますので、各地方自治体にこれだけ削減しなさいというノルマが来るんだろうなというふうに思っています。

もともと、地球温暖化対策推進法第4条第5に、地方公共団体は削減の措置と事業者、住民にも削減情報等の措置を講ずることと規定されています。これはもともと国の法律の中に決められています。あれ見て、待ったなしの状況だなというふうに私は感じています。

それで、例えばです。これもちょっとご紹介、皆さんご存じかと思うんですが、隣町の石川町では平成21年です。に、環境にやさしい市内行動計画というものを策定しています。ですからもう十何年も早く、これからいろんなことを決める浅川町と違いますよね、そういう意味では。そういう意味ではですよ。平成21年に行動計画を策定しています。より具体的に役所の中でやるべきこと、それから、やらなきゃならないことを実行してきました。町全体で活動する前に、役所内でそういったものを実践するという意味合いからも大事かと思えます。

ちょっとそれで、当町の若干、具体的な施策をちょっとお聞きしたいんですが、先ほどもちょっと公用車についての話がありました。公用車における環境に優しい車の導入推進ですが、これはあれにも書いてあります。地域まるごと計画策定の中にも書いてありますけれども、直近で言えば町長の公用車なんかを入替えしました。町長車も含めてハイブリッド車、EV自動車の保有台数、町のですね。があるか、改めてちょっとお聞きしたいというふうに思っています。

それから、環境対策としてはペーパーレスの推進や廃棄物の有償化等々、いろいろあると思うんですが、庁

内の3R化の一環であるリユースボックスの設置だとか分別推進、ノー残業デーやグリーン購入等を行っているんですかということ再度、質問させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 国からのメッセージは来ておりません。これから来る可能性があります、恐らく来ないでしょう。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

る質問あったので、もしも答弁漏れでしたらば、ご指摘いただきたいと思います。

まず、何から答弁……

○5番（木田治喜君） いや、2つしかないですよ。

○総務課長（生田目源寿君） そうですか。

○5番（木田治喜君） 1つは住民課長だから。

○総務課長（生田目源寿君） 公用車ですが、公用車は約50台、積載車含めれば50台あるんですが、ハイブリッド車は6台ございます。こちらにつきましては、福島や郡山の長距離出張のときの際に使用している専用車となっております。

それと、グリーン購入とか、廃棄物の分別なんです、こちらは従来行っております。

私からは以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

町が計画を推進していく中で協議会を設けたほうがいいというご指摘でございますが、区域施策編の中の実行計画で位置づけております推進本部会議というのがございますので、庁内の課長で今、組織、構成させていただいていますが、そちらのほうでも十分協議しながら、協議会を持つかどうか検討してまいりたいと思います。

また、先ほどのゼロカーボンシティ宣言に対する国からのメッセージなんです、ゼロカーボンシティ宣言をした自治体にはメッセージが来ると環境省から聞いてございます。メッセージが届いた際にはホームページとかにも載せ、公表していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

本当に長くなって恐縮なんです、これ非常に大事なことだと思うし、これからの行動でそちらのほう、どのくらい町が本気度を出してやっているんだというようなことが分かる立証にもなるんだと思ひまして、しつこいようですが質問させてもらっているんですが、先ほど1つだけ、総務課長、1個と言いましたけれども、私それは一緒に考えていたので1個でしたが、抜けていましたので後で返答いただけますか。リユースボックスの設置だとか、それからノー残業デーとか、これも大事な項目の一つだと思うんですが、庁内でのやる行動としては必要だと思うんですが、この辺はどうなっているのか、ちょっと後でお聞かせください。

それで、地球温暖化、施策にも度々登場する循環型の社会、循環型の社会というのは構築と密接に関係します。循環型社会の不用になった廃棄物を、費用がかかるものを有償化させていく。当町でも実績ができました。車両等ですね。そういったものが今までだったら捨てていたものを出したということで有償化されています。こういったことが取組の一つだろうなというふうに私も考えています。

それで、今年の6月5日がちょうど国連の定める世界環境デーと環境省の定める環境の日ということが一緒だったんですね。それで、このタイミングに合わせていろんな会合が開かれました。その中の一つに、循環型社会の持続可能な開発目標に向けた実現について、連携について考えるということで、SDG s 循環型社会推進公民連携フォーラムというものが、これはその当時の小泉環境大臣の肝煎りで行ったものでした。これには全国の地方自治体の職員も参加しています。そういったもので見識を高めたということなんですが、そういった会合等にも、ぜひ職員の皆さんごと参加させていただいて、見識向上を図っていただきたいなというふうに思っています。

それから、諸所の課題はあると思われ、簡単に進めないことは重々承知していますが、ぜひ多岐にわたった施策を持って推進いただくことを念頭に置きながら当たっていただきたいというふうに思っています。若干の準備不足はあろうかと思うんですが、ただ、ゼロカーボン宣言を行うということは、先ほど同僚議員からもありましたとおり、町民に対しては大きな社会平安を受けることを目指すということで、30年間という長期政策ですから、費用対効果、先ほども費用かかるんですかという質問がありましたとおり、ちょっと長いスパンで物事を考えなきゃなりませんので、費用対効果をしっかり分析する必要もあるんだろうなというふうに思っています。

今回は、令和4年3月策定の地域まるごと省エネ計画と関連づけた質問は行いません。というのは、町の温室効果削減の取組を基本目標目線で確認しても、相当な時間数を要するというので、これは次回に譲りたいなというふうに思っています。いろいろ、先ほど同僚議員からも出ましたように、34ページの中にはいろんなことが網羅されていますので、それをただしていくと結構な時間数かかりますので、これは次回に譲りたいなというふうに思っています。ぜひ、改めて計画の詳細を読みますと、対策シーン、完全網羅されています。全て詰め込めています。ぜひ、机上の空論とならないように具体的施策を持っていただいて、役所内削減チーム、先ほどワーキンググループはできているということなので、ぜひともそちらのほうに期待してやっています。

それから、国レベルでは森林環境税やカーボンプライシングございます。これ炭素税です。炭素税というのがございます。それからGX、いわゆるグリーントランスフォーメーション、こちらのほうも今、推進している、国がやっています。ぜひ、そういう流れに今なっていますので、町民の理解と合意を得る方向で進めることが重要だと思いますし、一人一人が考えないと、これは達成不可能だろうというふうに私は思っていますので、国がこういう指針を出したら即反応して、町もやっていただきたいなというふうにこれ非常にいい取組だと思いますので、ぜひとも具体的に、それからまずは役場から、それから民間企業、それから町民、皆さん一人一人と。逆もあるんですけれども、まずはそこから進めていかないと方向性が分からないということで、ぜひとも率先して役場内、庁内から始めていただきたいというふうに思っていますが、最後に町長の見解を伺って終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本常にいつも貴重な意見いただき、ありがとうございます。

それで、職員の研修等については、いつもお話しているとおりに、全て参加するように進めております。

あと、本当にこのゼロカーボン宣言、これはまず私をはじめ、職員、そしてまた町民ができることからしていただきたいと思っております。私は、近場は必ず、車は今、使っておりません。そしてまた今、ご存じのとおり町内は今、普通の電灯からLEDに少しずつ交換しております。令和6年度もそういう観点で、LEDをちょっと多めに予算を取ってやっていきたいと思っておりますので、今後ともご協力よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

まず初めに、先ほどの答弁で私の訂正でございます。公用車なのですが、改めてカウントしましたら10台ございます。ハイブリッド車は10台です。訂正いたします。

それと、庁舎内の分別等なのですが、廃棄関係ですけれども、紙類、廃プラ、こちらは以前から分別を行っております。

あと、残業関係なのですが、毎週金曜日はノー残業デーということで指定はしております。ただ現状、若干、遅れているところはあるのですが、改めて今回10月に先ほど来あります宣言をしております。おっしゃるとおり、まず庁舎内でお手本を示して、それを町民の方にまずアピールしたいと考えておりますので、今後も引き続き職員には、まず住民に対して町がお手本を示すということで、その宣言を小さなことからだんだん膨らましていくように指導はしております。

答弁につきましては以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（1）インボイス制度による町民生活への影響についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） インボイス制度による町民生活への影響ということでお尋ねします。

令和5年10月より消費税の納税額が、計算方式が適格方式に変更になり、課税業者が仕入先から適格請求書、いわゆるインボイスがもらえないと売上げに係る消費税から経費として仕入れ税額の控除ができないため、課税業者としては消費税の納入額が増えてしまうことや、通常取引から排除されたり等個人事業主を含め中小零細企業等に多大な影響が予想されます。実際には、消費税申告、納税時期が到来しないと実感として認識できないところもあり、町民生活にどのような影響があるかも不透明なところ です。10月よりスタートしてい

るインボイス制度を町当局はもちろん町民も制度をしっかり理解して、制度により制度外の不利益を被ることのないように認識を新たにするという意味合いで質問させていただきます。また、インボイス制度による影響をどのように町は捉えているか、町対応がどのようになっているかを併せて伺います。

まず、1点目です。

まず、基本的な質問ですが、インボイス制度が必要となる背景を町はどのように捉えているか伺います。

2点目に、インボイス制度の影響を受ける可能性がある町の営業収入のある人数と、そのうち1,000万以下の人数、また、農業収入のある方的人数と、そのうち1,000万以下の人数をそれぞれ伺います。

3点目に、町の一般会計におけるインボイス対応及び特別会計の対応と町財政関係に与える影響を伺います。

4点目に、インボイス制度におけるシルバー人材センターから町への要望等あったかどうかを伺います。

以上、4点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 5番議員さん、これも答弁長くなりますので、よろしくお願いします。一生懸命答えさせていただきます。

1点目につきましては、インボイス制度は令和元年10月から複数税率が導入されたことに伴い、適正な課税を行うため導入が必要とされたものであり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税などを伝達し、仕入れ控除が適切に行われることにより、消費税の適正な課税の確保を図る制度であるというふうに承知しているところでございます。

2点目につきましては、インボイスの影響があるかどうかは各個人の取引に関わることであり、個人の判断に委ねられますことから線引きは難しいと考えております。そのため、ここでは、町の令和5年度の営業収入及び農業収入の人数を述べさせていただきます。営業収入の人数は266人、農業収入の人数は348人です。そのうち、1,000万円以下の人数を申し上げますと、営業収入の人数は221人、農業収入の人数は329人となっております。

3点目につきましては、一般会計については一般会計から課税仕入れを行う事業者が消費税申告に影響を及ぼす可能性があるため、適格請求書発行事業者として登録し、インボイス制度に対応しているところであります。

特別会計については、課税事業である上水道事業、公共下水道事業に加え、課税仕入れを行う事業者との取引の可能性がある農業集落排水事業、花火の里ニュータウン汚水処理事業についてはインボイス制度に対応しておりますが、その他の特別会計については課税仕入れを行う事業者と取引が想定されないことからインボイス制度への対応は行っておりません。

また、消費税の課税事業ではない一般会計や特別会計では財務への影響はないと考えておりますが、従来から課税事業である上水道事業、下水道事業については取引のある免税事業者は少数、少額であり、影響は少ないものと考えております。

なお、新たに課税事業となった農業集落排水事業及び花火の里汚水処理事業については、消費税の申告及び納税の義務が発生することとなります。

4点目につきましては、シルバー人材センターから町への要望等については現在のところございません。

なお、シルバー人材センターではインボイス制度の対応として、会員への配分金を維持するために作業単価や事務費を値上げし、発注者に負担してもらい、センター側で消費税を納付することで対応しているところがあります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

1点目については、そのとおりということだと思います。もともと令和元年、2019年に複数税率が設けられたときに、もうそのスキームが出来上がっていたということだと思うんですが、もともとインボイス制度は皆さんもご存じのとおり、簡単に言えば、2023年10月1日から導入された適格請求書等保存方式という名前です。通称インボイス、直訳すると請求書という意味になるんですが、制度導入後はこの適格請求書以外の請求書による仕入れ全額の控除はできないということになります。また、適格請求書を発行できるのは適格請求書事業者の登録をした事業者のみということになります。

これは日本全体のことなんですが、当初は登録を迫られる業者は1,000万人と言われていました。可能性があるというふうに言われていたんですが、実際には令和5年10月末時点で406万5,405件の登録になっているということで、大体、法人としては、98%ぐらいは登録しているということですが、個人事業主にとっては低調だということです。それだけ混乱と不安、登録後のソフト、ハード面での費用負担が増加するというので、これが低調の原因であると言われていました。制度そのものが、今まで免税事業者だった中小零細企業者、それから飲食業、建築業の一人親方等々が影響を受け、制度前は消費税納めなくても何ら問題なく、益税だったということは皆さんもご存じとおりで。ただし、制度後にはそれを納めるようになるということだと思います。

先ほど答弁のとおり、当町もほとんど小規模事業者ですので、個人事業者では原材料の高騰、ますます経営が厳しくなっている中でも、取引で中に1件でもインボイスを求める必要がある場合には登録せざるを得なくなるというようなこともあります。従来、消費税にて思惑の大部分を占めていたとすれば、その辺では非常に厳しい状況になるんじゃないかなというふうに思っております。

町民業者にすれば問題点は年間1,000万円以下の事業者で課税事業者登録を迫られるというのも、課税事業者の仕入先に免税事業者がいればインボイスがもらえません。インボイスがなければ控除ができなくなり、納税することになります。もともと零細企業は大手企業との競争があるために、その価格転嫁がなかなか困難だということです。ですから身銭を切って消費税を納めるということになります。

これが再質問なんですが、町民の方からもこんな疑問点を聞かれます。適格請求書を発行しないケース、取引ごとに支払い、レシートや領収書を発行しているときは全ての記載項目、いわゆる適格の制度登録すると、必ず記載項目6項目ほどあるんですが、その6項目全てを記載項目と必要ですかというようなことをよく聞かれます。これは町見解、ちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

それから、インボイス登録後、免税業者が適用請求書発行するようになる前に、新たに消費税の申告と納付税が発生しますが、こちらの対応にも一定のコストがかかります。費用負担が増加すると思いますが、町や商工会等で補助金等の周知を実施した項目があるか、これは町のいわゆる補助じゃなくて、いろんなあると思うんですが、国の補助だとか何かであると思うんですが、そういったものの補助金があるかどうか、こういった

ものを周知というか、皆さん方にこういったものもありますから利用してくださいねというようなこと、項目があるかどうか、この2点ほど、まずお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

適格請求書等の記載事項ですが、やはり6項目ございまして、1つ、請求書発行者の氏名または名称及び登録番号、2つ目、取引年月日、3つ目、取引内容、軽減税率の対象品目である旨、それから4つ目、税率ごとに区分して合計した対価の額、税抜きか税込みかということになります。それから、あと適用税率と、5項目目には税率ごとに区分した消費税額等、6項目は請求書受領書の氏名または名称ということで議員さんおっしゃるとおり6項目の記載事項が必要とされております。

以上です。

〔「2点目、補助があるのか、ないのか」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○会計管理者兼税務課長（我妻美幸君） 2点目のご質問なんですけれども、町のほうでは特に補助とか今のところはございませんが、国のほうで中小事業所に対してレジの買換えですとか、税率も複数になりますことからそういったものが補助制度もあるようなので、新たに課税事業者となった場合にはこちらの国の制度により個々の事業者への影響は緩和されるものと考えております。

周知方法につきましては、商工会さんのほうで各事業者に周知を図っているというところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 質問1のところは、その記載項目は分かるんですが、例えば店に行って、飲食店でもいいです。例えば、今日はやぶーさんのお弁当を食べましたが、やぶーさんに行って領収をもらった場合に、その中に記載項目、全部書くんですかということをお尋ねしました。ですから、簡易的なもののあれのときに記載項目は全て6点そろっていないと駄目ですかということのお尋ねでした。

もう一つは、町独自、これは皆さんも多分ご存じだと思うんですが、町独自には補助はございません。ただし、国がこのインボイス制度を進めるに当たって、3つぐらい補助金の制度を設けていますし、これはホームページにも商工会のところに行って、商工会でもその啓蒙活動を行って周知活動しています。1つは小規模事業者持続化補助金、それからIT導入補助金、それから、ものづくり補助金と、この3つがございまして。これを多分、商工会等では周知徹底させて、これをぜひとも利用して、新たにつくるレジだとか何かのやるとき、それからパソコンも含めた、それからソフトを導入するときに使ってくださいねというような話をしているんだと思います。

それで、民間にもこういったいろんな問題があります。そちら民間のほうだけやっているとあれなので、3点目の一般会計についてちょっとお尋ねしたいんですが、一般会計についてはインボイスでの影響は民間取引だけに及ぼすだけでなく地方自治体にも影響があるということは、先ほどの町長の答弁のとおりでございます。

それで、自治体が売手と買手になるケースがあります。当然、売手のケースでは、一般会計は消費税控除、消費税の申告義務はないということは皆さん周知のとおりだと思うんですが、では、確認の意味です。確認の意味で、一般会計は申告義務が免除されていますが、どのような税法で明記され、なおかついかなる理由なんでしょうかということをお尋ねしたいなというふうに、まず、これ確認の意味です。ただし、特別会計については課税事業者だということですが、地方公共団体が、電子申告が義務化されていると言われていますが、間違いはないかどうか、これも確認したいと思います。

それから、インボイス登録は一般会計、特別会計ごとに登録が必要であるということも対応の一つだと思います。先ほどこれは町長から答弁のあったとおりで、必要なところには必要な登録をしているということだと思うんですが、特別会計での消費税申告においては簡易課税、いわゆる簡易課税制度の適用を受けることができます。当町では届を提出していますかということをお伺いします。

また、インボイス制度により町諸税収入に影響があるか、あればどのような影響かを伺います。

次に、4点目、先ほど質問の、これから質問することもちょっと町長から答弁いただいたんですが、シルバー人材センターについてです。行政と密接に関係ある各種団体は財政援助団体も含め、あると思われま。皆さんご存じのとおり、人材センターが各種仕事を高齢者会に紹介し、会員は報酬配分金を受け取る仕組みとなっています。基本的に各都道府県の指定を受けた社団法人でそれぞれ独立した運営をしています。町とのつながりは運営補助金55万円ほどだと思うんですが、支出をしています。町は発注者となるケースもありますし、高齢者会は免税事業者ですからインボイスを発行できません。ということはセンターの事務費と消費税の簡易分の消費税を負担することになります。

ただし、6年間は経過措置がありますから免税事業者からの仕入れについても令和8年10月までが80%控除可能、それから令和11年10月までが50%控除可能となっております。ただ、6年後、現状のままであれば確実にセンターの納税負担が増えるということですが、先ほどの回答では事務費という部分でちょっと値上げをして、その分で充当するというふうになっているんですが、これは6年後も変わらずその形で行ってパーセント上、上げた分だけで、それで完結するというような形で思っているんでしょうか。その辺のところをお伺いします。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 答弁させていただきます。

すみません、ちょっとまず私のほうからは1点目にありました一般会計の非課税の根拠というか、その関係についてでございます。

一般会計につきましては、基本的には非課税ということなんですけれども、いわゆる消費税額と納税、本来、課税される消費税額と、いわゆる控除できる消費税額が同額ということで、実際、消費税が発生しない、そこを同額とみなすということで結果的に納税額が発生しないというような仕組みになっていると承知しております。こちらは消費税法が根拠になって、そのようになっているというふうに承知しております。

1点目については、以上でございます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、何点かお答えさせていただきます。

初めに、適格請求書の記載事項の件でございます。

先ほど、6点ほど記載事項があるという答弁いたしまして、それで不特定多数の方に対して販売等を行う小売業、それから飲食店業、タクシー業等に係る取引については適格請求書に代えて簡易適格請求書を発行することができるかとされております。

それで、違う点なんですけど、まず通常の適格請求書ですと記載項目が6点ありました。簡易適格請求書ですと、それが5点となります。違う箇所につきましては、通常の適格請求書の5点目、税率ごとに区分した消費税額等というところが簡易適格請求書では税率ごとに区分して合計した対価の額というふうになっております。それから、適格請求書のほうでは書類の交付を受ける事業者の氏名または名称というのがありますけれども、こちらのほうが省略されているというふうに記載されてございました。

それから、電子申告e-Taxの関係ですけれども、義務になっておりまして、今現在はe-Taxにより申告をしております。

それから、簡易課税方式の適用についてですけれども、過去には簡易課税方式を適用していた時代もございました。簡易課税なので申告の際の申告が簡易ということで手間が省けるというメリットはありますけれども、こちらについては還付になった場合に還付を受けられないというデメリットがありまして、そういったことから通常の課税事業者ということで登録している実態がございます。

また、先ほどの答弁で特別会計における財務の影響ということがございました。新たにインボイス登録に伴って納税義務が発生するというお話、答弁をしております。これにつきましては今ほど申し上げたとおり、もし設備投資といいますか、大規模な工事を特別会計内で行った場合には還付を受けられるというメリットも発生することになります。

私のほうからは以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 4点目のシルバー人材センターの件、私のほうから答弁補足させていただきます。

町長答弁にありましたように、まず10月1日からの対応として、先ほど申し上げたとおり発注者のほうに負担をしていただいて、会員の配分金はそのままというところに対応しているところですが、議員さんおただしのよう経過措置が6年間ございます。取りあえず、今回、町のシルバー人材センターでは、その経過措置の部分を見て、事務費を10%から2%上げたというような措置を取ったところですが、この辺の話はまだ6年後というふうな先ですけれども、どんどん押し詰まってきた減免額が80%から50、50からもうゼロになるよというところなんですけれども、その辺は今回の件に関しては、石川郡内のシルバー人材センターでも同じような取扱いとして事務費を2%上げるというところに対応しているそうです。

今後の対応として、シルバーのほうにちょっとお聞きしたところでは、赤字にならないように節約できるところは節約してなるべく対応していきたいという回答も得ております。その中で、やはりこれ全国的な問題ですので、県の連合会を通したり、あと全国のシルバー人材センターの連合会あるそうなので、そちらのほうではそのインボイスの免除の対応、国のほうに訴えかけていきたいというところは、お話は聞いております。

議員さんおただしのよう、シルバー人材センターというのはいまもうけ云々ではなく、高齢者の就業機会の提

供だとか、組織的な提供、事業の援助ということで高齢者の福祉の増進に資する目的がございます。なので、町としてもやはり、シルバー人材センターはなくてはならない組織だと認識しております。もしこれがなくなってしまうと、高齢者の生きがいとかコミュニケーションの機会が減るとか、そういう部分まで行ってしまうおそれもありますので、シルバーのほうから相談があれば適宜対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。大体分かりました。

ただ、先ほどの一般会計のところ副町長からあれがあったんですが、非課税ではないですよ。多分、そこ訂正してもらわないと大きな問題、非課税ではないですよ。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 答弁ちょっと分かりにくいところありまして、もう一度ちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

一般会計につきましては、消費税法上、売上げと仕入れの消費税額を同額というふうにみなすことから消費税の申告義務が免除されているというふうに理解しております。

すいません、こちらの答弁で訂正させていただきます。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そのとおりでございます。一般会計、非課税ではなく申告義務が免除されていると。これは消費税法第60条の6項に書いてあります。それは、売上げと仕入れが一緒だから申告しなくてもいいですよというふうに決まっております。

ほかのところについては、大体分かりました。ただ、特別会計の消費税申告においては簡易課税制度の適用受けていないということなんですが、簡易課税制度、ちょっと特定収入とか引けるんじゃないですかといった計算をできるということも一つの要件になっているんですが、その辺の確認お願いしたいと思うんですが、特定収入というのは租税だとか交付金、補助金、給付金等が含まれて、その分を差し引いて計算できるんだということだと思うんですが、その辺の認識はどうなのでしょうかとということがあります。

それで、ほかのことはシルバー人材も含めて分かりました。指定管理業者の指定管理登録の吉田富三記念館等々、インボイス制度に対する整理及び整備をまとめていただければというふうに思っています。

特に、シルバー人材センター、先ほど、課長からもありましたとおり、高齢者が生き生きと生きる、引き続き生かせる社会ということであれ、守っていく場所だと、必要な場所だということの認識はあると思います。町が傍観的に見られるような組織ではありません。センターには運営の効率化により、運営基盤の強化を図りながらインボイスに対応するのも大事ですが、町からの補助金もこれも少し考えていただいて、こういった先ほどの質問というのは、そういったことがなかったからということで質問させていただいたんですが、今のところはそういったことがないということなので、その辺のことを後々、これも先ほど冒頭に言いましたように、まだまだ6年後ですから、時期が到来しないとその財政状態が分からないという部分もありますので、ぜひとも町のほうとしてはそういった補助金等の増額の要望等があったら真摯にちょっと対応していただいて、相談乗っていただきたいなというふうに思っています。

先ほども言いましたが、財政援助団体を含めて、関係団体のインボイスに係る対応をまとめ上げるとともに、町民の皆様へのこの制度に対する不安、不当、不利益等々ないように町のサポートをぜひお願いしたいというふうに思っています。

商工業者に限らず、農業関係者についても同様に制度自体が煩雑ですが、その一方で農協特例、それから卸売市場特例、媒介者交付特例といったインボイス制度を発行しなくてもよい特例があります。町財政援助団体である夢工房の直売所に関係するとも思われますが、媒介者交付特例です。詳細については説明を求めませんが、吉田富三記念館でも同様に、指定管理者が施設の利用料等を徴収する場合にも媒介者交付特例が使えるんじゃないかなというふうに思っています。

インボイス制度には広範囲にわたった決め事が多数ありますが、最後にインボイス対応のため地方公共団体のシステムの改修について国庫補助金があったかどうか、それから町としてインボイスに対する職員の研修等々の参加は実施されたかどうか、この2点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） では、私のほうから1点答弁させていただきます。

システム改修の関係でございますが、こちらについては特段、国のほうからの何か財政支援というようなものはございません。

研修については担当課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

職員対象のインボイスの研修につきましては、制度が始まる前に須賀川の税務署の方に来ていただき、講師に迎え、職員全員を対象に研修は実施したところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そのとおりなんです。国庫補助金はないんですね。ですからこれは全部、これに関するものは町の持ち出しということになりますし、また研修等は今、総務課長さんがお話のとおりです。税務署に申し込むと講師を派遣していただいて、それで研修ができるということだと思います。

インボイス制度、正しく理解し運用することは大変重要ですし、まだまだ町民の皆さんもその辺のところははっきりしない部分があります。対応できる経理システムも必要になります。施行前より町はホームページ上や町広報を通して、そういったものを情報発信していることは私も承知しています。10月1日よりの本格運用開始後も町民に対しては丁寧かつ正しく相談に乗っていただきたく願いますところでは。

今回の一般質問のやり取りが、改めてインボイス制度に対する影響がどうなんだ、こうなんだということ、それから、大体のところは一般消費者、我々が行くところというのは、レシートなり領収書なりを発行する業者がたくさんあると思います。その辺のところ、何々は要らないんで、先ほど、建設水道課長さんがお話のとおり、いわゆる宛名が要らないだとか、上様でオーケーですよというようなことと、それから適用税率は必要ないと、消費税額だけ明記すればいいというようなことで、いろんなことに簡易的なものの、それがレシートでもオーケーだということになっていますので、ぜひともその辺の周知も含めて、今やったやり取りが皆

さん方の考え方に改めてこういうことだと、それから、我々、議員もいろんなところで町民の方とお話しする際に、そういったもので少しでもその不安を払拭するような話をさせていただければというふうには私は思っています。そういう意味で、そういった参考になろうかなということで、今回、10月1日、もう制度が始まっちゃっているんですけども、改めて今回このような質問をさせていただきました。

最後に、インボイス制度に対する町民の見解、こういうことが問題でこういうことがあれだと。でも町はこういうふうなサポートをしていくんだというふうなことのお話があれば、最後に伺って終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） では、答弁させていただきます。

今ほど、木田議員のほうからいろいろおたいただきました。

当然、我々も制度の理解について、さらに十分深めていく必要があるなど改めて思っているところもございます。我々共々理解を深めつつ、町民の皆様への周知広報、こういったところもしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、7番、須藤浩二君、（1）町道の整備についての質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） まず最初に、この一般質問通告書の下部分が空白になっております。そのことについてご説明したいと思います。

私は本来2問質問を出しました。ただ、議会運営委員会の中で2問目が不適切だという判断をいただきまして、議長のほうから取り下げてくださいとの旨がありまして、取下げをいたしました。よって、このような通告書となってしまいました。

以上がまず報告です。

それでは、町道の整備について伺いいたします。

今年度予算で測量が実施され、今後新設に向けて進む里白石関沢前地内の道路整備事業について伺いいたします。

まず、1点目、目標とする完成年度はいつなのか。通告書のほうにも書かせていただいたんですが、括弧で、暫定でも構わないので完成に向けた実施計画を教えていただきたいと。

2点目、財源はどのように考えているのか。

以上、ご質問します。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、現在、測量設計業務委託を発注しており、今年度中には用地買収の完了を見込んでおります。令和6年10月には工事に着手したいと考えており、工事の実施期間はおおむね3年とし、令和8年度末の完成を目標としております。

2点目につきましては、国の社会資本整備総合交付金を財源として事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今の答弁ですと、5年度中に用地まで取得するというので、あとちょっと3か月で土地取得までいくということではよろしいんですか、5年度中ということは。

〔「いや」の声あり〕

○7番（須藤浩二君） はい。

〔「すみません」の声あり〕

○7番（須藤浩二君） それで、最終的に令和8年度完成に目標としていると。それで財源については社会資本整備事業を財源とするということで。

それで、なぜこのような質問をするかという、まず1点目は、地元のその建設に関わる方からこのような質問をいただきました。土地の説明、合意形成があつて測量があるんじゃないですかという質問をいただいたんですね。ということは、地元の説明、合意形成がその人の質問からすると得られていない中で測量になっているのかなという私の判断でした。ということは、ここに道路を造るよということは周りの人はみんな理解されているんですが、その点の順番がちょっとおかしいのではないかというのを感じましたので、その辺をもう一度お聞きしたい。

そして、財源に関してですが、以前も山白石の曲屋破石線と同時並行で大明塚線、そしてまた、破石線と曲屋線と小貫の道路、太田輪の街道の道路などと財政的に厳しい中に路線をいじっているということで、なかなかその山白石の路線が、進捗率が悪いと。ですから、できれば1つの財源で2つの路線をいじるんじゃなくて、やはり一路線、一路線きちんと整備が完成して次の路線と行くのが私は望ましいのではないかと思います、財源のことを聞きました。

2点ほど再度答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目については、測量設計業務委託を今発注しており、今年度中には用地買収の完了を見込んでおります。

また、2番目、土地の説明。これはもう3年前から、もう4年になるかな、4年ぐらい前から地元の方々の要望が強くなりまして、それじゃやりましょうということで説明の方々あるいは土地の地主さんには何回か説明しており懇談会もしております。そういう中で、今様な土地の測量設計業務を発注いたしました。

それと今、破石線とかいろいろありまして、社会資本整備総合交付金を財源としております。それで1か所ずつやればいだろうということなんですけれども、本来、社総金というんですけれども、これが満額いただければ、本来であれば2つの事業、3つの事業は完全にできます。ところが、この社総金というのは、まず来ているのは3割か4割でございます。これが間違いございません。そういう苦しい中でやっておりますから一向に進むことができません。それで私は県・国、これは社総金をとにかく満額いただければある程度の地元の仕事はできるんですから、何とか社総金を増やしてください、増やしてくださいと、これ、建設水道課の課長と年に数回陳情しておりますが、なかなかいけないところでございます。

それで、破石線は本来であれば、あと4年、5年かかりますが、恐らく、それなりの社総金、補助金がつい

ておりますので、ここ数年では完成する予定でございます。そして、また、今質問ある里白石の道路、これも今予定では令和8年度末の完成を見込んでおりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 若干補足説明をいたします。

道路事業に係る地権者の方から土地測量の説明がなかったというお話でございますけれども、まず基本的に、この事業につきましては計画予定地のおおむねの地権者の方から要望をいただきまして、今実施しているという経過でございます。

また、さらにそういった要望を受けまして、長年の懸案事項ということもありまして、事業を進めたいということで、事業計画説明会のほうを令和5年3月16日に実施しております。そのときに関係されるだろうと思う地権者、その他関係者の方に集まっていたいたんですが、欠席された方もおりました。そういった方につきましては、今回の事業計画について訪問するなり、それから遠方の方については電話をするなりして説明をいたしまして、さらに資料を今後こういう計画で進めたいですというような内容をお送りいたしました。そういった訪問したとき、それから電話した際には、事業に対して一部の方を除いて大きな反対はなかったというところでございます。

また、今回の測量設計に当たりまして、こういった作業をしますということは周知しているところでございます。

それから……

〔「社会資本整備資金について」の声あり〕

○建設水道課長（生田目 聡君） はい。分かりました。

それから、今複数の路線を同時に工事して工事の進みが悪いというお話がございました。これに関しましては町長答弁のとおりでございまして、なかなか国の社会資本整備総合交付金、こちらのほうが、交付率が非常に悪く、本当に要望活動を一生懸命行っているところでございます。

それで、今年度につきましても交付率が悪かったということで、今後どういうふうに進めようと考えたときに、やはり曲屋破石線のほうも進みが悪いので進めなくちゃならないということで、一部9月の補正で補正予算を組みまして辺地債ということで、山白石地区なものですから辺地債を活用できるということで、そちらも活用しながら進めていくということで、今年度その辺地債を活用したいと考えております。

また、来年度以降につきましても、交付金のつきの悪かったときには、その辺地債を活用するなど、なるべく早期に完成するように、どちらの路線も期待の大きい路線でございますので、努力してまいりたいと考えております。

また、さらに社会資本整備総合交付金につきましては、年度の途中途中で過不足の調査、足りますか、足りませんかとかという調査がありますので、そういったときに積極的に手を挙げて、追加の予算をもらったりというふうな対応もしております。また、国の補正予算がこのほど決定いたしまして、その中でも社会資本整備総合交付金の追加配分ということで、県のほうからはおおむねの国費は幾らぐらいですというような内容で示をいただいているところでありまして、それらを活用して積極的に早期に完成できるよう発注して管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 非常に分かりやすい答弁ありがとうございました。

どちらの路線も地域住民の方からは非常に要望の高いものであるというのは承知しております。それでやはり早期実現が望まれているのも承知しております。そこでやはり進みの悪い曲屋破石線の要するに財源、辺地債を利用するというそういう手だてをして、やはりあまりにも長過ぎますよね、曲屋破石線は。そして、現状を見ても、ちょっと車で通るにも砂利道が、砂利が深いんですよ。ですから、通りが悪いという、地元の方からもそういう声が聞こえてきておりますので、できるだけ迷惑のかからないような状態を維持しつつ、工事も進捗していただければと思っております。これに関しては最後答弁いただけるのであれば答弁をお願いいたします。

それでもう一つ、お知らせをしたいんですが、3月議会に私、空き家の問題について質問をさせていただきました、その後、その家を持っている方と6月23日に伊豆市でお会いしました。その後10月15日に宇都宮市でお会いしました。そして、話を丁寧にしまして、11月24日に私の自宅にて建物の取壊しに関して一切お任せするよという書面を頂きましたことをここでお知らせいたします。今後につきましては、話を進めていきまして浅川座の一日も早い、危険家屋ですので、解消をすることを目的にしていきたいと思っております。

以上、町長、これ私の報告です。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この破石線もそうでありますが、駅前の停車場線、これも必ず、再来年は浅川町が町制90周年でございます。それまでには必ず両方とも開通できるよう、県と国には圧力をかけたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、7番。

○7番（須藤浩二君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順7、1番、須藤孝夫君、（1）県道埴泉崎線大草地内整備推進についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） いかんせん初めてなので、よろしく申し上げます。

この件は県道なんで県のほうの要望なんですけれども、取りあえず始めます。

県道埴泉崎線は埴町から泉崎へ抜ける県道で浅川町を南北に縦断し、沿線住民の重要な生活道路であります。当該県道は浅川町大草地内を經由していますが、特に、浅川町大字殿内地内から岡野内地内までは幅員が狭く沿線が悪いため、見通しの悪いカーブが連続し、沿線住民だけでなく通過する車両にも危険のある区間となっております。この区間は朝夕の通勤車両が通行するだけでなく、最近では大型車両が通行し、過去には車両の転落事故が発生した経緯があります。さらに、歩道がないため歩行者と車両が接近する場面が少なからず発生しています。極めて危険な状態が長らく続いています。令和2年に私が県道埴泉崎線大草バイパス整備推進委員会を立ち上げ、1,489名の署名を持ち、福島県庁と郡山県中建設事務所に町長さんと陳情に行ってきました。

その後も町にずっと陳情しています。

そこで、1、県道埴泉崎線の大草地内の整備を町のほうにお伺いいたします。

よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道埴泉崎線については、沿線住民の大変重要な生活道路であり、特に、大草地内の一部ではカーブ等により危険性のある区間であると認識しております。これまで、整備推進委員会の陳情や行政区からの要望を受け、幾度となく県へ要望しております。引き続き、早期実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（須藤孝夫君） よろしいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）各地区集会所・屯所にエアコンをの質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 近年、気象変動が起こり、温暖化が進み、各地で熱中症のリスクが高まっております。浅川町も例外ではありません。各集会所にエアコンを設置し、サロンなどの活動または高齢者の憩いの場所としてエアコンの設置を求めます。

また、今年のように暑い時期の選挙がありました。投票所によっては大変ご苦勞なさったと聞いています。

また、屯所ですが、火災、災害等はいつ起こるか分かりません。夏の暑い時期、屯所に待機しなければならぬ事態も発生します。そこで、各集会所コミュニティセンターにエアコンの設置を、2、各消防屯所にエアコンの設置をよろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町内には各地区の集会所が21か所あり、うち3か所がエアコンが設置済みとなっております。

2点目につきましては、町内には14の消防団屯所があり、うち8か所がエアコン設置済みとなっております。いずれも、設置のための補助金を交付しておりますので、行政区要望を踏まえて、順次対応してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 集会所のエアコン等の件なんですけれども、例えば大草で集会所を建てるときに宝くじコミュニティー事業助成金でお世話になって、地元負担も軽くというか軽減されてできました。このエアコンの設置などは一般コミュニティー助成事業かなと思いますけれども、その辺の活用はどうなんでしょうか。よろしくをお願いします。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

集会所の件なんです、設置件数は今ほど町長答弁したとおりなんです、今後なんです、まず各行政区は毎年、今の時期に来年度の各行政区の要望を出していただきます。その中で集会施設にエアコン設置の要望があるところは順次、町の補助金、7割補助なんです、こちらを適用させて設置はしております。

今ほど、議員さんおっしゃったそのコミュニティー事業、一般コミュニティー事業、宝くじ助成事業ですけれども、こちらに関しましてルールがありまして、実は今ほど、町長申しあげました集会所は町内21か所あるんですね。21か所のうち浅川町名義が半分、残りの半分は個人名義とか行政区名義なんですね。個人名義になっているやつもあるんですけれども、あくまでもそのコミュニティーの事業は行政区名義でなければ申請はできない状態なんです。町名義の場合もコミュニティーの申請はできないんですけれども、その場合は先ほど言いましたその7割補助で設置をするわけなんですけれども、中には個人名義もございます。これ、昔からのままで、そのままになっているところもあるんですけれども、まずそこを解決しなければそのエアコンの設置には至らなくなるようになっております。

こちら改めて今回一般質問あったものですから、総務課で集会所にしろ、屯所にしろ、そこは調べているんですけれども、今後、今、議員さん当然おっしゃるとおり、この暑い中、選挙事務行っているところもあるものですから、こちらを優先的に設置するにはどのようにしたらいいかということは今議論はしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） エアコンの設置なんですけれども、要望があればというよりは率先して町のほうでもPRして、個人負担とか部落負担もあると思いますが、これだけ暑い日が続くと、今年、選挙があるといつて年寄りさんが家の中から出てきて暑い中いるんだったら、集会所に結構集まって、そのほうがいいのかなど思ったんで、その要望があればというか、要望しなければいつまでもつかないのかなというのがありますけれども、できれば、町で率先してつけてやれたらとは思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、行政区の要望が一番いいと思います。ぜひ要望をお願いいたします。

それで、今本当に世界的な地球温暖化で、異常な猛暑が続きました。それで、今、高齢者の方というお話がでしたが、やはり各地区によっては独り住まいで、高齢者でエアコンのない高齢者もおります。やはりそういう方々のために、やはり集会所があれば朝から夕方まで涼しくなるまで集会所で過ごすことができますので、ぜひ行政区の要望を、お願いをしたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 再度答弁なんです、町としまして先ほど申しあげましたその投票所になっている集会所は優先的に検討したいと思います。

それと、ちょっと話ずれるかもしれませんが、国、環境省はこの夏、昨年からなんです、暑い中お年寄りの方、今、町長も触れましたけれども、エアコンのない家庭を、何といひますか、クーリングシェルターというんですが、要は各地区で集会所にエアコンがついていればそちらに高齢者の方を集めて待機させてください

と。自宅にいて熱中症にならないように各地区で、集会施設で日の中はいてくださいということを国は今後指導していく方針なんです。ですので、それも含めまして、今回このような一般質問もございましたので、集会所関係、検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（須藤孝夫君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）少子化対策についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 少子化対策はいろいろあると思うんですけども、児童手当とか出産手当、高校の通学費の支給とかありますが、それはあくまでもハード面で、意外と行政のほうはハード面なんだろうけど、まずは今、スマホで出会い系サイトとかマッチングアプリとかいろいろありますが、最近は意外と出会いが少ないかなとは思ひます。そこで、誰でも参加できるようなサークル活動とかイベントとか、自発的に本当はあればいいんですけども、取りあえず、町、公民館がそういうところ、場所を提供して出会える場があれば少しはいいのかなと思ひます。そこで、誰でも気軽に参加できるイベント、サークルなどの集いをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

少子化社会の原因として、未婚化や晩婚化が大きな原因の一つであると認識しております。

未婚化や晩婚化の原因としましては、知り合う機会の減少のほか、経済的な問題や結婚に対する価値観の変化など様々な理由があるかと思ひます。

知り合う機会を増やすことができれば結婚につながり、未婚化や晩婚化が改善し、少子化対策になるかと思ひますが、イベントやサークルにつきましては、町単独の開催ではなく多くの人が参加できるように、石川郡やこおりやま広域圏のような広域連携が必要であると考えております。広域のイベント開催となるような関係機関に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） そう言われるとあれなんですけれども、以前、私がというか、何十年も前なんですけれども、歌声サークル活動とか社交ダンスグループ会とかあって、そのときにはもう、役場職員の方も2名ほどカップルができていて、退職しましたけれども、そういう経緯もありますので、町としてはそういう、町としてというか、自発的にそういうサークル活動があればいいんですけども、なかなか難しいですね。教育長、何かありませんか。

○町長（江田文男君） ちょっと待って。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっといいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町での単独はなかなか厳しいかなと思います。ぜひ、議員さんが先頭になってやっていただければ幸いです、本当に。ですから、そういうことも考えてください。

町としては、これは石川管内で再来週かな、12月17日、八幡屋で、第16回石川コンが開催されます。これ、年2回開催しており、大変今厳しい、厳しいというか、参加人数はちょっとね、本当に厳しいんでありますが、約50名から60名ぐらいしか参加していないんですよ。本来であれば、5町村でやっていますから100名あるいはそれを超えていただければいいなと思っておりますが、そういう中でも、浅川町は結構多く参加しております、結構カップルができておりますので、今の、町単独では大変難しいので、こういう石川コンをもっともっとやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 大変難しいご質問で。公民館事業ですけれども、サークル活動といいますか今もいろいろと公民館では事業をやっております。ダンスとか、あとは大正琴、ハーモニカ、ジャズダンスなどいろいろやってはおりますが、年配の方がほとんどなんです。では、若者向きといいますか、そういうものも確かに考えていけば状況が変わってくるのかなというふうにも考えておりますので、なお公民館と社会教育の係のほうと相談はしたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）浅川町新庁舎の建設についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） この一般質問を出した後に小学校の150周年記念がありまして、小学校に行ったらここも古いなと思いましたがすけれども、これ出したんで発表します。

浅川町庁舎は昭和34年に建てられ、築64年が経過し、かなり老朽化が進んでおります。県内でも木造の庁舎は矢祭町と浅川町ぐらいかと思えます。一たび大きな地震や火災が発生したら役場の機能、業務継続に支障が大きいと思えます。今、中学校の建設中ではありますし、ますます人口減少が進んでいます。しかしながら、計画しなければ何も始まりません。新庁舎の建設実施を計画的にお願いします。また、今、町で庁舎建設基本計画があれば聞かせてください。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

おただしのとおり、この役場庁舎は築65年を迎えようとしております。老朽化が進み、至るところを修復しており、また手狭で事務スペースが十分確保できない状況となっております。

平成18年度に実施した耐震診断では耐震基準は満たしておりましたが、17年程度が経過し、東日本大震災も経験し、幾度の大小の地震により庁舎建物そのものがダメージを受けているものと思われま。今回改めて耐

震診断を受けることになっておりますので、その結果を踏まえ、今後の方向性を見極めたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今言ったように、浅川町の計画、新庁舎の計画があればお聞かせ願いたいと思いますのと、ちょっと聞くところによると、小学校をやって、それから庁舎だというような裏の声とか聞こえますけれども、これだけ古いと何が起こるか分かりませんので、今日あしたじゃなくて、何年後とかの計画があれば聞かせてください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町の施設は町民体育館、公民館、小学校、本庁舎、社会福祉施設と商工会など、保健センターなど、山ほどございます。こういう中で、まず実施したのが中学校でございます。その次、本来であれば、小学校、そしてこの庁舎をやっつけようと思っておりますが、いかんせん、昨年かな、8番議員が言うてあるんだということで、私の答弁は5年以内にそれなりの答えをさせていただきますという答えをしております。ですので、本当に近々そういうお話はさせていただきたいと思っております。

あとそのほか、総務課長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

答弁漏れ最後ございました。庁舎の基本計画は策定しているのかという話ですけれども、こちらにつきましては、今現在、策定はしておりません。

9月の補正予算いただきまして、今現在、業者に発注しまして、この庁舎の耐震調査を実施しております。今年度中に結果は出てきます。先ほど、町長答弁にもあるんですけれども、結果次第ではどのようにするか方針は決めなければなりません。先ほど来、いろいろ議論にはなっていましたけれども、この庁舎は65年近く経過しておりまして、手狭、あと万が一災害等あったときに、災害応急活動とか災害復旧活動の際に大きな支障が生じるおそれがあります。ですので、今回その耐震調査の結果によりまして、早急な対策が必要になってくるのかなと思っております。確かに、議員さんおっしゃるとおり、すぐにはこれできるものではございませんが、まず、町としてこの古い庁舎の安全性の不安をどう解消するかを、今後時間をかけても議論はしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今、もう一度、耐震の審査があるそうですけれども、その審査、もしちょっとその審査で危ないというようになったら、庁舎というのはあくまでも全額町負担だそうですけれども、所によっては、今、小野町は移転して、移転すると7割ぐらい補助出るとかと、基本的には庁舎というのは自腹なんですけれども、埴町はなんか熊本地震のときにやった……、熊本地震というのは、あれ平成29年だそうですけれども、市町村役場機能緊急保全事業で今建てているそうなんですけれども、今度その耐震の審査があるとそれなりの自己資金じゃなくて、何かいろいろあるんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 答弁いたします。

答弁重複するかもしれませんが、まず耐震調査を今現在進めておりまして、業者さんとは話はしております。今現在をぱっと見た限りでも、耐震は今回どうなのかなということ言われているのは実際のところなんです。結果が出ればなんですけれども、もしも本当に耐震がクリアしていなく、じゃこれ今後どうなるとなったときのために、今現在も水面下ではその補助事業とか起債、そういう有利なものは、メニューは手探りですけれども、今、探してはいる状況です。

先ほど質問の中で出ましたけれども、現在の浅川小学校に役場庁舎移転という話もあるかもしれませんが、それがいつになるかもちょっとまだ未定などところがあるものですから、こちらはこちらで財政関係のメニューを見ながら、あとこの建物がどのようなものか、よくそこも見極めて今後進めていきたい思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） よろしくお祈いします。

これは出してはなかつたんですけれども、あと付け加えというか、あれなんですけれども、この議会室の椅子ですけれども、これは、議員だけでなく農業委員会その他の会議にも使用しています。かなり椅子もへたっていますので、何とか新しいものにならないかと思ひますので、よろしくお祈いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 来年度やる方向で検討させていただきます。

○1番（須藤孝夫君） よろしくお祈いします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、8番、上野信直君、（1）指名競争入札の最低制限価格制度は停止すべきではないかの質問を許します。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 何度も取り上げてきた問題ですが、再度質問します。

平成30年、今から大体五、六年前、指名競争入札に最低制限価格制度が導入されました。

以後、これまでに10件の指名競争入札で失格者が出ました。最も安い失格者と落札者の差額は合計で1,106万円にもなっております。もし最低制限価格制度を導入しなければ、町の工事は1,106万円安くできたということになります。この観点から2点伺います。

1点目です。

同じ仕事をしてくれるのであれば安くやってくれる業者に頼んで、町民が苦勞して納めた税金を大事に使うべきであります。もっと安くやれる業者を失格にし、税金を無駄遣いする最低制限価格制度は速やかに停止すべきではないでしょうか。考えを伺います。

2点目です。

今年の6月に行われた浅川中学校の建築工事の入札は、初めて条件付一般競争入札で行われました。条件付一般競争入札の導入は建築資材等が高騰している下で、中学校建設事業に取り組まなければならない、後には小学校建設や老朽化した公共施設の整備など、お金がかかる事業が山積しているという中で、いかに出費を抑えるかを本気で考え抜いた末の結論だったと思ひます。関係部署の皆さんは大変なご苦勞をされたと思ひますが、条件付一般競争入札が導入されたことにより入札の競争性が高まって、予定価格より1億8,000万円も安く契

約できました。私は本当に立派な仕事をしてくれたと感謝しております。

さて、この条件付一般競争入札には最低制限価格は設けられませんでした。設けたら元の木阿弥ですから設けないのは当然であります。ただ、そうすると指名競争入札とは整合性を欠くこととなります。この点をどのようにお考えなのか認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、現在、町においては指名競争入札により請負契約を締結する場合には、当該契約の内容に適合した履行の確保等を目的として、最低制限価格を設けており、引き続き制度を運用していく考えであります。

〔「町長、もうちょっとマイクに近づいてしゃべって」の声あり〕

○町長（江田文男君） 2点目につきましては、今回の浅川中学校建設事業のような大規模事業は通常実施している指名競争入札とは異なり、継続的に発注があるものではないため、今般の1回の入札において最低制限価格を設定しなかったとしても、過度な価格競争による地域の担い手の中長期的な育成確保や品質の確保などが損なわれるおそれが少なく、むしろ、より競争性が高まり事業費の抑制につながるメリットのほうが大きいと判断し、最低制限価格を設定しなかったものであります。

今後も大規模な建設事業の発注に当たっては、工事の規模、性質などを考慮して最低制限価格適用の判断をしてみたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 最低制限価格が導入された理由としては2つ言われてきました。

1つは、その過度な競争によって業者が疲弊しないようにということ、それから、手抜き工事などが行われないようにするんだと、こういうことだったというふうに思います。

しかし、それはどちらも成り立たないと。浅川町のようにもう長年お付き合いしている業者さんですから、指名を受ける業者さんは、手抜き工事なんかするはずのない業者さんばかりでありますし、また、公共工事の価格自体がもう民間の視点からすれば物すごく高い。そういう中で、それを若干下げたとしたとしたって業者が疲弊してしまうとか、そういうことはあり得ないということで、これまでも議論をしてきたところであります。ですから、この導入については、私はもう導入すべき理由が浅川町にはないというふうに思っております。

私、今回、最低制限価格制度は廃止しろというのではなくて、停止しろというふうに質問には書きました。それは、国との関係もあるから、これは廃止したらばちょっと角が立つかなということで、停止という表現を選んだわけであります。浅川町は、その最低制限価格制度を設けて余分なお金を、安くできる工事を安くやってもらわない、そういう余分な余裕は、私はないと思っているんですね。中学校建設のときに小学校一緒に造るという話だったけれども、でも実際計算してみたらばとても浅川町は貧乏だからそんなことできないということで、小学校は後回しと、こういうつらい選択をせざるを得ないような自治体じゃないですか。

浮かせるお金があるところには、きちんと手を打ってお金を浮かしてもらいたい。それを町民のために使ってもらいたいと、そのことを再度伺いたいというふうに思います。今までのようなその2つの形式的な理由じゃなくて浅川町の実情を踏まえて、本当にこの最低制限価格制度が必要なのかどうなのか、そのところを、率直に認識を伺いたいというふうに思います。

それから、2点目、条件付一般競争入札では大規模で特殊なので頻繁に起こるものでもないので最低制限価格は設けませんでしたと、こういうようなお話でしたけれども、でも先ほどの2つの建前からすれば、こっちだって同じはずなんです。ですから、金額の大きいものは適用しません、小っちゃいものは適用します、こういうなんかおかしいことがなされているんですけども、こういうのはもう整理をして整合性が取れるようにどちらも適用しない、こういうふうには私はずべきではないでしょうか。

私、以前、町のホームページを何げなく見ていたら、その条件付一般競争入札で浅川中学校の建築工事がやりますというのを見てびっくりしたんです。これは本当に本気だなと思ったんですよ、中学校建設について。この厳しい財政状況の中、資材もどんどん上がっている、そういう状況の中で何としてもこの中学校建築工事、安くできるようにしないとならないという並々ならない決意というのをそのとき見て感じたんです。浅川町はこんなことやったことないんですからね。この準備のためには大変な苦勞をされたと思うんですけども、その思いを一般の指名競争入札にも持ってください。浅川町、財政状況大変なんだから、余裕なんかないんだから。いろいろ皆さんから要望が出たって財政状況が厳しいからということで、いや、次年度はできないと、こういう答弁が繰り返されるわけですよ。でも、やれば財源が生み出されることはあるんです。ぜひこれ町民のために、この停止、これを速やかにやっていただきたい。

今、最低制限価格制のところ、例えば1万円以内に3つの業者が集まる、こういうような状況もあります。町の説明では、設計単価が公表されているのでプログラムを使えば最低制限価格というのは自動的に出てきてしまって、そこで集中するんだと、こういうようなお話でありましたけれども、もっと安くやれる業者が、いろいろノウハウがあったり取引があって、安くやれる業者も結局そこである意味高止まりになっている。こういう状況があるわけですからね。これはぜひ、その最低制限価格をなしにして、もっと安くやってもらえる業者には安くやってもらったらいじゃないですか。お金を大事に使う、そういう観点を持っていただきたい。

それから、もう一つ、最近その最低制限価格に業者の入札が幾つも集中するという状況を踏まえて、入札情報が漏れているんじゃないかというふうにおっしゃる町民の方がいらっしゃるんですよ。そういう要らぬ疑惑も招いていると、こういう要因にもなっております。ですから、入札の公平性が疑われるような要素を取り除くという意味でも、この最低制限価格制度は即刻停止をしていただきたいというふう思うんですけども、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、この最低制限価格を設けるなということでもありますので、なお、本町には入札指名委員会がございます。まず、この指名委員会ですは議論をしていただいて、前向きに検討させていただきたいと思います。

あと、最後の入札情報が漏れているんじゃないのか、私は以前もこういうお話がありましたが、そのようなことはないと思っておるし、私が一切入札、漏らすことはないと思っております。

あと、その入札、本当に公平性を考えて、本当に今、8番議員からももう毎回毎回言われて本当に私も頭の痛いところがございます。やはり考えは、私も8番議員とほぼ同じだと思っております。本当に今後、今後じゃありませんが、早急に指名委員会にまずは議論をもんでいただいて、いつできるのか、あるいはどのような対応をするのか、もうしばらくの間、時間をいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 国の指導でこういうものを設けなさいということで、浅川町でも設けたということであります。ただ、これ設けなかったからといって罰則というのはなかったですよ。1つちょっと確認させていただきたいと思います。

町長の思いも基本的には私と同じかなというふうに今答弁を聞いて感じました。本当に町の財政が厳しい中で町民のためにいろいろやってやりたい。だけれども、お金がない。それを考えれば、ここでこういうお金の使い方を何とか改められないかという問題意識は町長も持っているというふうに理解してよろしいですか。

その2点伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、罰則あるのか、ないのか、担当課より説明させていただきます。

2点目は全くそのとおりでございます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目でしたが、罰則規定はございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 罰則規定がないので、これを導入していない自治体もまだ幾つも残っているという状況だと思います。そして、このもったいないお金を何とかしたいなというふうに町長も思っているということも分かりました。

指名委員会でこれをもんでもらうという話なんですか。これは手順としてはこれを私が求めているのは停止なんですけれども、これを停止しようというふうに仮に決めるとしたら、どの部署でやるのが正しいんでしょうか、ちょっと伺いたいです。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） それでは、答弁させていただきます。

指名委員会につきましては、あくまで指名業者が適正かどうか、そういったところを私が委員長になり、関係課、建設水道課とか、総務課とか、関係課が構成になって指名業者の適正かどうかの判断をしているところになります。

その最低制限価格を議論するような、何というか、その諮問機関といいますか、そういったところではないんですが、今、浅川町の場合ですと、実質その指名委員会のメンバーで、今回、中学校建設の発注の方法なども実質的にそこで関係課集まって議論をしてきたというような経過もございますので、いわゆるその指名競争入札に関連する事項というところであれば、既存のその指名委員会ですでに議論していくというところが適切なのかなというふうに考えております。

町長の判断一つというところもあるかもしれませんが、町長の意向としても、まずはその関係課のほうでも問題は本当はないのかどうか、よく議論してほしいというような声もありましたので、まずはちょっとしっかり再度持ち帰って議論をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 了解しました。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）高齢になっても楽しく会話ができるよう補聴器購入に助成制度をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 高齢になると耳が遠くなります。今年の3月議会の角田勝議員への答弁では、介護保険認定調査の対象者約300人を調べたら、普通の声がやっと聞こえる、あるいはかなり大きな声なら何とか聞こえるという答えをした方が3割にもなったというふうな答弁が、報告がなされました。

そうなくても引っ込み思案にならず、積極的に人と楽しく会話ができるようにするのが補聴器という機械であります。ただ、補聴器は高価で、しかも性能に比例して価格も上がるので、年金暮らしの高齢者にとっては補助制度なしでは購入が難しいというのが実態ではないでしょうか。そのため、難聴高齢者の社会参加を積極的に支援する見地から補聴器購入の助成制度をつくる自治体が増えております。県内では既に西郷村、白河市、南相馬市、二本松市の4つの自治体がこの制度をつくり、2万円から10万円の補助を実施しております。

もちろん、町内でも助成制度の実現を強く望む声があります。高齢になっても生活の質を落とさないようにする、まさに高齢者福祉を前進させる補聴器購入助成制度をできれば新年度からつくるべきだというふうに思いますけれども、考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

加齢性難聴は個人個人に差がありますが、本人が気づかないうちに進行し、適切な支援や受診につながりにくいという懸念もございます。

また、認知症の要因の一つとしても難聴が指摘されており、難聴がQOLや認知機能に影響を与え、介護予防や生活の質を維持していく上でも重要なテーマとなっております。

加齢に伴う難聴につきましては誰にでも起こる可能性を持っており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持するためには避けることのできない課題でございます。県内では4自治体、全国では約150の自治体が加齢性難聴に対する補聴器購入助成を独自に行っております。本来は、医療保険適用にするなど、国による公的支援が必要であると考えております。

しかし、ここ数年で補聴器購入助成を実施する自治体が増えてきておりますので、国に先駆けて新たな町独自の高齢者支援策の一つとして、他の自治体の事業内容を参考にして来年度からの実施に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 答弁の前段を聞いていて後段でひっくり返るのかなと思ったならば、ひっくり返らないで来年度からの実施を目指して検討するということでもあります。他町村の例というと県内の4つの自治体の例が一番身近な例というふうになるのかというふうに思いますけれども、現在、たたき台としては大体幾らぐらいの補助を考えているのか、その基準について伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 高齢者に優しい町づくりのためには、今、県内でも4自治体が補助しております。町としては、この福島県50市町村で恐らく来年度浅川町が一番乗りになる可能性が高いです。やはり高齢者のためにも来年度は、今4自治体の実施しておりますが、その4自治体に引けを取らないように頑張って来年度予算を取らせていただきます。

○8番（上野信直君） 了解しました。

○議長（水野秀一君） ここで、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（4）貴重な即身仏を広く輝かせるために計画的な取り組みをの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目です。

小貫即身仏保存会が守ってこられた即身仏は国立科学博物館への出展や中野信子先生が公演に浅川町においてになるほど、ほかにはない貴重なものであることがはっきりしております。しかし、残念ながらこの宝を長年かかっても町づくりに生かし切れていないというのが実情ではないでしょうか。私は最大のネックは、見学希望者が担当者に電話をして鍵を開けてもらって見ると、こういうふうになっていて、いつでもすぐに拝観できるようにはなっていないことだと思います。これを克服するには、常時受付の人を置くことが必要です。当然、お金がかかります。それを可能にするにはどうすればいいのか、しっかりと計画を立てて取り組むべきではないかと思いますが、認識を伺います。

2点目です。

こうした取組は、対象が即身仏という宗教性が高いものだけに、町ではなく、小貫の保存会の方々に骨折りをいただかなければならないと思います。町としてはこれを可能な限り支援することが必要です。そこで、即身仏を輝かせるために活用できそうな国・県の補助制度の有無、それから、あるとすればその概要を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、保存会の会長さんと話合いをしており、多くの方々に拝観していただけるよう検討しておりますが、なかなか解決策が見つからない状況であります。現在の状況としましては、保存会の会員の方に電話をして予約を取る方法となっておりますが、予約を取らずに現地まで来てしまった場合には役場で案

内をしております。そのほかにも、ロードレース大会や記念講演会等の際に保存会に協力していただき、予約不要で拝観できるよう対応しております。今後とも多くの方に拝観していただき、貴重な即身仏が広く輝けるよう保存会と共に検討していきたいと考えております。

2点目につきましては、常時、受付や案内等を行うための人件費に対する国・県の補助金はないものと認識しております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 改めてこの質問をするに至った理由がありまして、8月頃、小貫の自動販売機のところで休んでいたらば、宇都宮ナンバーの車が止まって、ご夫婦だそうでありますけれども、高齢の男女の方が降りていらっしゃって、時間があるのでいろんなところを見て回っているんだと、こういうお話でありました。そこで私は早速、この近くに大変有名な貴重な即身仏がありますということをお話を申し上げたらば、そこはお寺さんなんですかと言うんですね。お寺の境内の一面はお借りしているんですけども、お寺ではないんです、見たい場合はこうこうこういうことで電話をかけてもらって云々かんぬんと言ったらば、もう結構ですということになってしまったんです。幾ら気ままな旅行であっても、そういう見るのに手間暇がかかるというのは、やっぱり敬遠されるんだなというのをそのとき痛感いたしました。

それで、やはりあそこが広く多くの人に見てもらえるようになる、そのためには、どうしても常時人を置いて、入場券を販売する人がいて、わざわざ役場とか担当者の方に電話して鍵開けてもらうのを待っていないくても、すぐに見て、すぐに次のところに移動できるような、そういう体制をつくる必要があると、それが無い限りあれを広く国中に伝えていく、これはなかなか難しいだろうなというふうに思います。

それで、人件費は当然、私も国・県の補助事業はないと思います。ですから、それは稼ぐんです。あそこに人を置いて、そして一般のあれですよ、有名な寺社とかそういうところ、仏閣とか行けば、いろんなもの売っていますよね、販売していますよね。それでもって人件費は維持しているんだというふうに思うんですよ。ああいうふうに持っていく必要があるだろうと。これ、すぐには、簡単にはできない話ですけども、ある程度何年かの見通しを立てて、どういうふうな取組をすれば、こういう人件費が生まれてやっていける、そういうふうなところを、計画を立てないと、本当にいつまでたっても室の持ち腐れという状況には私になってしまうのではないかなというふうに思います。

それで、そうしたその計画づくりというのは、以前にもちょこっとお話をしました。やっぱり専門家の意見を聞いて、やっぱりそのプロデュースというんですかね、今風に言ったら。それを考えたほうが良いというお話をちょっとしたんですけども。例えば鮫川村の村づくりでは、いろんな大学の先生や生徒の力を借りて一緒に進めていますよね。そういったことも視野に入れて、プロの方々に頼むのも一つの方法だし、そういう大学や生徒さんの力を借りるというのも一つの方法、いろいろあると思うんですけども、そういうのを検討しながら、ぜひ常時人が置けるような、そういう施設には私にはしていく必要があるだろうなというふうに思います。そういう考えから質問をしたんですけども、町長、どのようにお考えになりますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、日本全国からかなり見学者が増えてきているのは事実であります。それによって、今ご存じのとおり駐車場も整備をさせていただきました。一人でも多くの見学者ができるように、保存会の

人をはじめ、職員で今頑張っているところではありますが、今、常時人を置くようには本当に今すぐはできませんが、必ず近い将来、様々な検討をして、そのような方向でできるようにやっていきたいと思っております。もう少しの間お待ちください。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 通告にはなかったんですけども、今年度になってからのその拝観者というんですかね、人数。それが分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

それから、やはりいろんな、来る人は、もちろんその貴重な即身仏を見てみたいという方もいらっしゃるだろうけれども、当然、併せて記念のグッズというか、例えばコロナにかからないようにという願いを持って拝観した方は、その厄よけのもの、そのお守りとか何かがあればぜひ欲しいと、そういうふうに思うと思うんですよね。この間、ちょこっと聞いた話では、厄よけ花火、魔よけ花火、あれを売っていないんですかという拝観者の方もいらっしゃるという話なんですけれども、そういうものをそろえておけば、これは売れるし、収入になるし、人件費の一部にもなる、私はそういうものを総合的に考えていく必要があるだろうし、そういうの考えるのは私楽しいんですけども、楽しくないですか、夢があって。ぜひそういうのを保存会の方々と一緒にお酒を飲みながらでも結構なんですけれども、話合っただけで進めていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今年度の拝観者の人数は担当課より答弁させていただきます。

本当におかげさまで日本全国から拝観、見学者が来ており、吉田富三記念館もかなり来館者が増えており、その際にもついでに即身仏のほうどうぞという今PRもしており、それなりの今人数を送っていただいております。

そして今言ってお守り、これは昨年から一応考えておりました、拝観者、見学者もやはり、8番議員が言ったとおり、全くそのとおりです。お守りとか何か記念グッズありますかというお話はいただいております。ですから、常時人を置くようなことを検討して、やはりそういうお守り、お土産などのようなグッズを本当に販売したいと思っておりますので、本当にこれももうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） お答えいたします。

即身仏の拝観者数なんですけれども、昨年度ですと約400名となっております、今現在の具体的な数字は把握していないんですけども、会長さんにお聞きしたところ、現在のところ、昨年度と同じぐらい拝観者がいるということで、大体三、四百人ぐらい今現在来ているものと考えられます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 昨年度は大体年間で400人ということで、これ1日当たりになると1人ないし2人ぐらいの話なんですよね。でも、そういうふうに常時人がいて、いつでも見られて、いろいろお守りとかも買って帰れるということをしてPRしていけば、1日で400人は無理かもしれないですけども、かなりの数の人が来る

よくなると思うんです、今の何倍以上。これは当然、それだけ多くの人が町を訪れれば浅川町自体の活性化にもつながるわけですし、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） 次に、（５）多数が売れ残る花火の里ニュータウンにどう取り組むのかの質問を許します。

８番、上野信直君。

〔８番 上野信直君起立〕

○８番（上野信直君） 多くの区画が売れ残っている花火の里ニュータウンの分譲、あるいは活用について町はどうする考えなのか端的に３点伺います。

１点目です。

町内の宅地の価格が下落し続けています。売出し当初のままの花火の里ニュータウンの分譲価格は見直すのかどうか伺います。

２点目です。

見直さないとするなら、どうやって分譲するのか伺います。

３点目です。

滝の台団地のような定住移住促進住宅をさらに造る考えはあるのかどうか伺います。この際、町への移住者を増やすという点で造られた滝ノ台団地の成果、これはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目と２点目を一括して答弁させていただきます。

11月28日に花火の里ニュータウン座談会を開催いたしました。座談会では今後の販売方針について花火の里ニュータウンにお住まいの方々から多くのご意見をお聞きいたしました。町といたしましては、花火の里ニュータウンの販売が進まない大きな要因は市場価格と比べて割高となっていることだと考えておりますので、販売促進のため販売価格の見直しを行うことをお伝えいたしました。

なお、今後の販売価格につきましては、専門家の方の鑑定等を参考に決定したいと考えております。

３点目につきましては、未分譲地を利活用することにより、定住・移住を促進することができるため、補助事業により移住者向け公営住宅の建設が可能な事業が見つければ整備を検討したいと考えております。

また、滝ノ台団地の成果としては、これまでに建築した４戸に対し５世帯が浅川町に移住し、うち２世帯については退去後、町内に住宅を取得し定住している状況であります。

以上です。

○議長（水野秀一君） ８番、上野信直君。

○８番（上野信直君） 11月28日、この間、ニュータウンで座談会を開いたと、販売方法についていろいろ意見を聞いたと、町の考えとしては販売価格を見直したいと、見直して販売したいということを皆さんにお伝えをしたと、今後、不動産鑑定士の評価を踏まえて販売価格を決めて、これ新年度からそれをそれで売り出すという事で理解してよろしいんですか。その点を１点伺いたいと思います。

それから、販売価格を見直したいと、実際は引き下げたいということですが、これに対して地域の方々から

どのような意見が出されたかも併せて伺いたいというふうに思います。

それから、棚倉町の日向前ニュータウンの売れ残りの分譲は、やっぱり地価が下がっていることで分譲、もともとの値段が高過ぎたので引き下げるということを棚倉町が主導的にやって、住民の方には引き下げておりますということをお伝えしたと、お伝えしただけで、座談会も何も開かないで売って、基本的に売り切ったと、こういうことであります。法的にはそれで何の問題もない、裁判でもそれでいいですよというふうになっております。

ただ、この花火の里ニュータウンの分譲というふうになると、値段を下げても買いに来る方は必ず下見をしに来ますよね。下見をしに来たときに先に住んでいる方に対して、ここのニュータウンはどうですかというのを多分聞く人が多いんじゃないかと思うんですよ。そのときに、やはり協力的な姿勢を既に購入された方、住んでいる方から示してもらわないと、こんなところ買って失敗したなんていうふうな話をされたんでは、これは売れるものも売れなくなってしまうので、やはりこの事業を円滑に進めるための地域への還元分、それもやはり併せて考える必要があるんじゃないかと、私は常々思っていたんです。

試案なんですけれども、個人個人に1区画売れたら幾ら渡すなんていう、こういうことはできませんので、例えば、自治会に対して協力金として1区画売れたらば、例えば10万円の協力金をお支払いしますみたいな、そういうのがあってもいいのかなというふうには思っていたんです。そういう部分についてはこれから検討されるんですか。それとも、そういうのは考えないで引き下げて売ると、こういうことなんですか。そのところを伺いたいと思います。

それから、3点目の部分で、定住移住促進という、滝ノ台団地にはこれまで4戸あるんだけど、5世帯が移住してきて、うち2世帯が今出た方、浅川町に定住されたと、これはすごい成果だなというふうに思います。これ人口でも20人ぐらい増えましたよね、恐らく。こういうものを今後ももっと造っていくと、こういう理解でよろしいですか、補助制度があれば、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、令和6年度から、じゃ値下げするのかじゃなくて、専門の鑑定士とまずは相談をしていきたいと思っております。

あと2点目に、ニュータウンの人は何と言ったのかというのは、値下げの分に関しては文句は出なかったと思っております。それで、まず出たのは、環境整備をしていただきたいと、もっとニュータウンの。もしも見に来た人たちが喜べるような、そういう環境整備とか、そういうすぐ使えるような公園の手直しをしていただきたいとか、そういう要望がございましたので、まずは環境整備、公園等の道路とかいろいろなことをしていきたいと思っております。そして、また、ニュータウンに見に来た人は、ああ、よかったなと思えるような、そういうふうにしていきたいと思っております。

あと3点目で、ニュータウンの分譲の住んでいる方が協力的にしていきたいということは、これは全くそのとおりでございます。ですから、やはりそういう環境整備しながら、お話をしながらしていけば必ず町の方針に従ってくれると思っておりますので、私、皆さんが協力的だと思っております。

あと、この定住・移住、本当にこれは大成功だったと思っておりますので、そういう今後、補助整備事業があればもっとしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、価格の見直しの点については、不動産鑑定士の方に評価をしていただいて、その評価を踏まえて価格を決めると、こういうふうなことになるんだらうというふうに思うんですけども、この不動産鑑定士への依頼は新年度の予算でやるということなんですか。6年度に実施ということになるんですか。そうすると6年度中に新たな価格を決定すると、こういう運びになるのか伺いたと思います。

それから、その滝ノ台団地の件なんですけれども、大変すばらしい成果があったので、もっと詳しく担当のほうから何人ぐらい移住して、どうだこうだという詳しい話を把握していればお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点、2点目は担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 価格決定の時期なんですけれども、来年度の予算で不動産鑑定のほうお願いしまして、そこからいろいろ調整しまして来年度中に価格を決定したいと、今のところそのように考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

滝ノ台団地ですけれども、今まで入居した世帯が5世帯ということで、ちょっと詳しい、すみません、人数までは把握しておりませんので、おおむね議員さんおただしのおり20名程度かなというふうには思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 浅川町に住所を移された方が20人程度ということで、私、通告出していなかったんで申し訳ありません。

それで、その滝ノ台団地に入居された方のうち2世帯がそこを出て、浅川町に居を構えて永住することになったという理解でよろしいですか。2世帯が浅川町に住宅の取得をして住むことになったと、そういうことですよね。もしその人数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

これまで入居した5世帯のうち2世帯につきましては、退去後、町内に定住したということになります。そのうち1世帯の方につきましては、ニュータウン内の住宅を取得され、もう1名の方は大明塚地区に住宅を構えたというところでございまして、詳しい人数はちょっと把握しておりませんが、8名程度である、2世帯で8名程度だったと記憶しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）各種ハラスメントの防止対策と発生後の対応について何うの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） ハラスメントは人権侵害であるとともに、有為な人材を失う要因ともなっており、小さくしなければなりません。

以下、簡潔に5点について伺います。

1点目です。

町では、ハラスメントをどのように定義しているか伺います。特に、加害者に悪意がなければ重大ではないと考えているのかどうか伺います。

2点目です。

町のハラスメント防止対策について伺いたいと思います。

3点目です。

ハラスメント事案が起きた場合の対応を伺います。さらに、被害者、加害者それぞれにどう対応するのかも伺いたいと思います。

4点目です。

近年、ハラスメント事案があったかどうか伺いたいと思います。

5点目です。

町以外の公的な組織においてハラスメント事案がある場合、町はどう対応するのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町としましては、行為者の意図に関係なく相手を不愉快にさせる、尊厳を傷つける、不利益や脅威を与える等の行為がハラスメントと認識しております。

2点目につきましては、職員の利益の保護及び能率の発揮を目的とする、浅川町職員のハラスメントの防止に関する規程を設けて、防止対策を行っております。

3点目につきましては、町の規程にのっとり手続をすることとしており、申出人や関係者に対し事情聴取や事実確認を行うこととしております。

4点目につきましては、このような事案はございません。

5点目につきましては、それぞれの組織において対応し、解決するものと認識しております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目ですが、行為者の意図に関わりなく不利益を与えたり不愉快な思いをさせたりする、そういうような言動がハラスメントだと、こういう捉え方ですね。基本的に被害者の立場に立っての判断だというふうに思うんですけども、それは、私は適切だというふうに思います。

2点目のハラスメントの防止対策について規程を設けているということでありました。この概要について、

どういった防止対策を設けているのか、この規程の大まかなところだけご説明をいただきたいと思います。

それから、3点目です。

ハラスメント事案が起きた場合、基本的には本人の申出によって事実確認をして、それから対応をすると、こういうことでもあります。

ここが一番私は問題だというふうに思うんですね。2020年に厚生労働省が職場のハラスメントに関する実態調査というものを行いました。職場ですから一般の会社なんかも入るわけでありませうけれども、ハラスメントを受けた被害者の方が社内の相談窓口にご相談したという方は5.4%しかいないんです。ハラスメントの被害者は、ハラスメントを受けたことを積極的に誰かに言うということはないんですね。しない方が多いんです。よっぽど進んだ段階でやっと会社を辞めると同時に告発すると、こういうような例はありますが、なかなか言いにくい。こういう状況があるので、ハラスメント事案が起きた場合の対応として、本人の申出があつて動く、これでは私は不十分ではないかなというふうに思うんですね。これはやはり組織的に、周囲の目もあるわけですから、そういう状況を見ている人だっているわけですから、組織的にこれを防止をする、そういう体制を取る必要があるんだろうというふうに思うんですが、その点について伺いたいと思います。

4点目ですが、近年ハラスメント事案はなかったということで、よかつたなというふうに思いますけれども、以前は、有能な方が、役場職員が辞めてしまうというような例もあつたやに聞いておりますけれども、近年はないということで、これからもそういうことのないようにお願いをしたいというふうに思います。

それから、町以外の公的な組織においてハラスメント事案があつた場合は、それぞれの組織で対応していただくんだということで、町はタッチしませんよというようなお答えかなというふうに思うんですけれども、ハラスメントは基本的には人権侵害です。町は個人の人権を尊重しましょうという運動の先頭に立つべき立場にあるわけです。ところが、町がそういう人権侵害を覚知しながらも、それは町とは関係ない別の組織だからそつちでやりなさい、町は関係ないですよというのは、私はどうなのかなというふうに思うんですね。町との多少でも関わりのある組織に関しては、その組織がなかなかそのハラスメントを受けましたということを言いつらい組織だったら、やはり町のほうにそういう情報があつたらば、町のほうも関わつてこういう人権侵害があるので、これは是正するようにしたらどうですかというようなことは、私はあつてもいいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 規程の主な概要は担当課より答弁させていただきます。

これは、もしそういう事実があれば私たち組織は当然防止をするのが当たり前であります。今まで本当に、ここ最近では私もあまり聞いておりませんので、職員もちょっと聞いたら、あまりちょっと分かんなかったもので、今こういう答弁になっております。本当にそういう事実があるのであれば、やはり徹底的にやらせていただきたいと思います。

やはりこういう、町が本当にそういうふうに全面的にやっつけていかなければ、こういうハラスメントはなくならないと思っております。本当にそういう相談ができなければ、相談できるような体制も今後つくっていかねばならないと思っております。そして、また当然、これ、ハラスメントはあつてはならないことでもありますので、今後とも本当に注意深く前向きに職員と対応していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁いたします。

2点目、3点目関連していますので、併せて答弁させていただきます。

町におきましては、近年このハラスメントは最重要課題と認識しておりまして、このほど浅川町職員のハラスメントの防止に関する規程というものを定めております。こちらにつきましては、まず我が職場には浅川町安全衛生委員会というのがございます。こちらにつきましては、月1回開催しておりまして、約10人のメンバーがございます。私が委員長になっております。その中で規程をつくったわけなんですけど、まずメンバーになっている職員には研修等には参加していただいております。県で主催する研修に参加しております。

体制なんですけど、まず申出があった際には窓口は総務課ですので、総務課の男性職員、もしくは女性職員、そして保健センターの保健師、この3人が窓口となっております。事情を聞きまして、その申出があった方からの書類をまとめましたものを私が総務課長として書類を確認します。その内容によってはハラスメントの処理委員会というものを開催することになっております。この処理委員会につきましては、副町長が委員長ということになっております。その結果に基づきまして、対処、処置をするものとしております。

今ほど、町長からも答弁がございましたが、今現在はそのようなものはありませんが、今後、毎週月曜日行っております課長会議の中でもこの話はしております。今は、このハラスメントは、当然これはもうならないものですので、今後もないように課長会議を通しまして職員には十分周知をしてはおります。

それと、最後5点目なんですけど、この件につきましては、先ほど、町長答弁で確かにうちの職場はうちの職場で、別なところは別ということなんですけれども、もしその関連している職場から相談があったときには、それは柔軟な対応をしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） お聞きをされていて1つ気になったのは、先ほども述べたように基本的には被害者からの申告を基にして動くということでもあります。ただ、被害者は声をなかなか上げられない、そういう状況があるので、この点はぜひ改善をしていただきたい。これは組織的にやはり職場の人、職員全員を職場が見守る、守ってやる、そういう観点で、誰かがハラスメントを受けた場合には被害者が言うまでというんじゃなくて、周りで見ている人がそれは問題だよということで、そういうのは即刻やめるように、改めるようにさせていくと、そういう風土を職場の中につくっていくということが本当に大事ではないかなというふうに思うんですね。そういう点もぜひ、この町の規程の中に位置づけていただきたいなというふうに思います。

仮にハラスメントが起きた場合、加害者に対しては、なぜそういうことをしたのか、そういうことはすべきでないということは言うと思うんですね。被害者の方にはどういう対応を取るんですか。その点は何か町のほうとしては想定はしているのでしょうか。その点を伺いたいというふうに思います。

それから、最後の5点目の関連している公共施設においてそういうような事案があった場合には、町はケース・バイ・ケースで、厳格には別個の組織けれども、人権を守るという観点から、町もその組織に対して言うということは、これはあり得る話だということで確認してよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まず、その当事者といいますか、被害者の方から初めて届出があったのではなく、今後月1回で、近日中にも開きますが、安全衛生委員会の中では周囲の職員からもそのような情報があれば速やかに対応するように進めてまいりたいと思います。

それと、加害者、被害者のうちの被害者、こちらの救済措置といいますか、そちらは図るように規程に載っておりますので、その規程どおりに進めていきます。当然、プライバシーは保護されるものでありまして、特にこの申出人、加害者が申し出たことによって不利益を被らないようにすることも規程にうたわれております。

あと5点目の、うちの職場以外の話なんですけれども、こちらにつきましては管理がどこまでかなんですけれども、ですから何度も同じ答弁になるかと思うんですが、そちらからもしも相談等がございましたら、こちらでは柔軟な対応はしたいと考えております。どこまでその話、何といいますか、関わっていいのかというところが、私のほうでも今までそういうケースもなかったものですから、ちょっと分からないところもあるものですから、関連する職場等にはその旨は、話したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） このハラスメントの覚知の方法として、アンケート調査というのが結構、これでアンケート調査をやって発覚したというのが、ケースが結構あるようであります。町でもやはり不断にそういう取組をする必要があるんじゃないかと、なかなか表に出にくいものでありますので、そういう取組をしてはどうかというふうに思うんですけれども、もししているのであればその状況を伺いたいというふうに思います。

それから、今、被害者の救済措置いろいろあるんだというようなお話でしたけれども、おおよそそういうものがあるのか概要だけ伺えればと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

そのアンケートなんですけど、直接そのハラスメントのアンケートは実施してはおりませんが、それに準じているものが例えばメンタルヘルスのチェック、こちらを全職員対象に、正職員も任用職員も含めて全職員対象にメンタルヘルスのチェックを年1回実施しております。それが1つ。あとは、町長に提出する、我々もそうなんですけど、これも正職員、任用職員もそうなんですけど、職員調書というのを年に1回提出しております。こちらに自由記載というところがございまして、そのようなところでチェックをしております。あと、そのもののアンケートにつきましては、安全衛生委員会で議論したいと思います。

それと、その救済措置なんですけど、救済措置につきましては、今後、実は先ほど来、答弁しておりますように、うちのほうでそのハラスメントの事案がないものですから、規程にはうたっておるんですが、どのように救済をするか、どうかは次回の安全委員会で、今回このようにご質問いただいたんで、そこで具体化したいと思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、3番、菅野朝興君、（1）里白石字出シから白石へ向かう道路の改善が必要ではないかの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 里白石の旧ごみ捨場の入り口の道から白石・小野久保方面へ抜ける道路があります。この道路は途中、山の斜面を切り出している部分を通過いたします。一車線しかなく見通しも悪く、最近では崩落の危険が見受けられます。斜面も年々浸食しているように見受けられます。地元の方々も近年では、この道をなるべく避けて遠回りをして、小野久保、山白石方面へ行く方もおります。車も対面したときに逃げ場もあまりなく、逃げられたとしても崖から落ちそうになって対面をして交互に交通をしているというような状況もございます。より安全な道路にしていく必要があるかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町道小野久保出シ線については、近年の豪雨により砂利道箇所の一部で砂利の流出が見られ、補修などを行っておりますが、再度道路パトロールにより斜面の浸食や崩落の危険がないかなども詳しく調査し、必要に応じて対処してまいります。

また、今後は損傷の激しい箇所の現道を部分的に補修するなどして、少しでも安全に通行できるように管理していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 町長の答えでは、今の道路を、維持管理をしていくというようなことだったと思うんですけども、大分前に、ここの地区の人たちから、今の道路、危険だということで、その道路の斜面の下の田んぼの部分を通る道をやってくれないかというようなことも地元の方に言われたりしておりまして、その新しい道路を造るというようなお考えはあるかどうかということをお聞きいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 田んぼの、道路の下の新しい道路を造るのかということなのですが、これ、一昨年度からいろいろと検討しておりまして、今なかなか難しい状況ではありますが、とにかく通行に支障のないように今パトロールをして、補修しているところは補修して今やっているところでございます。新しい道路は、今すぐ答えは出ませんが、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） やはり相当に危険を感じているというところがございますので、計画を立てていくと、まず計画を立てるところを、ぜひなるべく早急に進めていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）子供が遊ぶ広場がないのはなぜかの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 町民の方々とお話をしてみますと、特にお子さんがいる親御さんから、子供が遊ぶ広場がない、町内ではキャッチボールをするところもないという意見が多数見受けられました。若い親御さんからは浅川町ではそういうことができないから白河のほうの公園に行ってやるしかないなというようなことも言われております。

浅川町の中にはグラウンドが多数あります。申込み以外でもできるようなすみ分けということができないかということで、具体的にはグラウンドを分けるような、高校とか、グラウンドが狭い、そして部活が多いようなところでは大きなカーテン状のネットを用意して、ボールが飛んでいかないような工夫をして、すみ分けをしているというようなことをやっているところもあります。そのようなことができないかということで、一部は自由な空間として開放するというようなことができないかと、少し知恵を出せばより活用して一部の人だけではなく、町民全体が浅川町の中でそういうことができるというような状態ができないかということでございます。その点をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

浅川町町民グラウンドの使用につきましては、浅川町体育施設条例及び浅川町体育施設条例施行規則に基づき管理運営をしており、使用に当たりましては、浅川町体育施設条例第5条に基づき、教育委員会の許可を受けなければならないこととなっております。

また、旧里白石小学校及び旧山白石小学校につきましても、町民グラウンドと同様の取扱いをしております。

グラウンドの使用に当たりましては、年間で使用するスポーツ少年団などの常時使用団体や各種利用団体からの申込みを受け、また様々なスポーツの大会予定も含め、利用期日の重複などがないように随時調整を図りながら管理運営をしているところでありますので、申込み以外で、グラウンドを自由に使用できるようにすることは原則できないものと考えておりますが、現在も個人的にグラウンド内の空きスペースで球技の練習をしている方はおられるのが実情であります。利用後に適切なグラウンド整備などの対応をしていただければ特に問題はありませんが、過去に無許可で野球の練習で使用し、整備もせずに帰り、町民の方から指摘を受けた例などもありますので、先ほど申し上げましたとおり、原則、使用に伴う申込みは必要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 条例がまずあるということですが、今そういう規定になっているかも分からないですけども、そこを、条例を変えていくというようなことをやってもいいのかなということですが、

何か大会とかそういうものがあるのであれば、そのときは使えませんよというようなことで、それで町でちょっと管理をしていただければと思うんですね。もう条例があるから何もできませんというようなことではなくて、先ほど、町長言っていたことがあると思うんですけども、野球をしたんだったら、整備をして帰ってくださいと、そういうルールづくりというんですか、そういうのもちょっとつくれば、そして知恵を出せばグラウンドを有効に使っていくことができるということではできると思うんですけども、その変更の部分

を考えて検討していくということをやっていただければと思いますが、いかがですか。お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町民グラウンドは平日でも祭日でも午後はたくさんの子供たちがキャッチボールやサッカーなどをしております。ほとんど開放状態であります。

今私に来ているのは、あるいは、議員さんに来ているのは、親御さんや子供たちによく言われるのは、大きな公園を造っていただきたいという要請は今たくさん来ておるのは現実であります。今のところは、なかなか現状が厳しいので、今何か所かある農村公園ありますよね。その公園を今整備しておりますので、少しでも子供たちの笑顔を見たいと思っておりますので、公園のブランコやそういうさびなどを今ほとんどないと思います。全て塗装したり、いろいろ整備をしておりますので、もしそういう子供たちの声があれば、もっともっと知らせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） また、新たにその農村公園ということを書いていただきまして、グラウンドに限らず、そういうところがあればすごいいいと思いますので、ぜひそちらの部分も皆さんが活用できるような場所ということで整備を進めていただければと思います。よろしくお伺いいたします。答弁は結構です。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時38分